

第3期【令和7年度～令和11年度】

流山市教育振興基本計画

学びに向かう力と自立するこどもを育む



豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり



流山市教育委員会



第1章	「流山市教育振興基本計画」策定にあたって	
第1節	基本計画策定の背景と趣旨	1
第2節	基本計画の位置づけ	2
第3節	基本計画の期間・対象	3
第4節	策定にあたっての基本的な考え方	3
第5節	流山市の教育をめぐる現状と課題	3
第2章	基本計画の基本理念	
第1節	基本計画の基本理念	7
第2節	施策の体系	8
第3章	学校教育・幼児教育の推進	
重点目標1	確かな学力の育成	9
施策1	個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	9
	(1) こどもたちの多様な状況に応じた学びの実現	
	(2) 主体的・対話的で深い学び、協働的な学びをととした 確かな学力の育成	
施策2	幼児教育の質の向上	10
	(1) 幼保小合同研修の充実	
	(2) 幼児教育施設及び小学校教職員への支援体制づくり	
施策3	学校段階間の接続の推進	11
	(1) 架け橋期カリキュラムの作成及び活用・改善	
	(2) 架け橋期の学びのつながりの推進	
	(3) 児童生徒・教職員の積極的な交流	
施策4	キャリア教育の推進	12
	(1) 発達段階に応じたキャリア教育の充実	
重点目標2	豊かな心の育成	13
施策5	自己肯定感の向上	13
	(1) 自己の生き方を考え、社会性を育む道德教育の推進	
	(2) 自己実現や他者とのつながりをつくる特別活動の充実	
	(3) 個に応じた学び、協働的な学びの充実	
施策6	いじめ等への対応、人権教育の推進	15
	(1) 多様な機関と連携しいじめ等への対応	
	(2) 生命（いのち）を大切にする教育の推進	
	(3) 発達支持的生徒指導の推進	
施策7	読書活動の充実・体験活動の充実	17
	(1) 読書活動の充実	
	(2) 伝統や文化芸術等体験活動の充実	
重点目標3	健やかな体の育成	19
施策8	学校保健、学校給食・食育の充実	19
	(1) 食育の推進	
	(2) 保健教育の推進	
施策9	学校体育の充実・高度化	20

(1) 発達段階に応じた遊びや運動の充実	
(2) 体力向上に向けた組織的な取り組み	
(3) 地域におけるスポーツ環境の整備	
(4) 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成	
重点目標4 グローバル社会における人材育成	2 2
施策10 外国語教育の充実	2 2
(1) 小中連携を活かした外国語教育の充実	
(2) 国際理解教育の推進	
重点目標5 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	2 3
施策11 特別支援教育の推進	2 3
(1) 相談体制の充実	
(2) 支援体制の充実	
(3) 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上と充実	
(4) 交流及び共同学習や多様性を理解する教育の推進	
施策12 不登校児童生徒への支援の推進	2 5
(1) 学びの機会の充実	
(2) 不登校支援のための相談体制づくり	
重点目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による 地域の教育力の向上	2 7
施策13 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	2 7
(1) 社会に開かれた学校づくりのための情報発信	
(2) コミュニティ・スクールの仕組みを活かした学校運営	
(3) 地域の人材・教育力を活かした教育活動の推進	
(4) 中学校区の特色を活かした教育環境づくり	
(5) 防災・防犯教育の推進	
施策14 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に 向けた環境の一体的な整備	2 9
(1) 地域クラブ活動の推進	
(2) 部活動の地域移行	
重点目標7 教育D Xの推進・デジタル人材の育成	3 0
施策15 1人1台端末の利活用	3 0
(1) I C Tの有効活用による新たな学びの推進	
施策16 児童生徒の情報活用能力の育成	3 1
(1) 1人1台端末の活用力の向上	
(2) 教師の指導力向上に向けた取り組みの充実	
施策17 教員の指導力向上	3 2
(1) 研修の充実	
(2) 主体的・対話的で深い学びに向けた授業の実践	
重点目標8 指導体制・I C T環境の整備	3 3
施策18 学校における働き方改革、運営体制の充実	3 3
(1) 校務の効率化に向けて	
(2) 徴収事務の削減に向けて	

施策19 ICT環境の充実	34
(1) 1人1台端末等ICT環境の整備充実	

重点目標9 学校施設の整備と充実	35
------------------------	----

施策20 安全・安心な学校施設の整備と充実	35
(1) 老朽化した学校施設の再生	
(2) 教育環境の質的向上	
(3) 将来を見据えた学校施設の整備	
(4) 誰もが使いやすい学校施設の整備	
(5) 学校施設の防災機能強化	
(6) 環境に配慮した施設の整備	

第4章 生涯学習の推進

重点目標1 生涯学習の推進	37
---------------------	----

施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進	37
(1) 多様な生涯学習機会の充実	
(2) 生涯学習の環境整備	

重点目標2 青少年の健全育成	40
----------------------	----

施策2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実	40
(1) 健全育成体制の充実	
(2) 健全育成事業の充実	
(3) 社会環境浄化活動の充実	
(4) 相談事業の充実	

重点目標3 文化芸術の醸成と歴史の継承	43
---------------------------	----

施策3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承	43
(1) 市民主体の文化芸術活動の促進	
(2) 優れた文化芸術に親しめる機会の充実	
(3) 歴史的文化的遺産の保存・活用	

重点目標4 スポーツの振興	46
---------------------	----

施策4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進	46
(1) スポーツ活動の促進	
(2) スポーツ環境の整備	

資料

1 人口の推移	48
2 児童生徒数の推移	49
3 学校数・学級数・在籍数	50
4 全国学力・学習状況調査	52
5 体力・運動能力、運動習慣等調査	54
6 施設等の利用状況	57
7 生涯学習施設一覧	61

第1章 「流山市教育振興基本計画」策定にあたって

第1節 基本計画策定の背景と趣旨

平成18年、改正教育基本法が施行され、教育基本法第17条が新設されました。そこで、国が教育の振興の施策に関する基本計画を策定する義務を負うことや地方公共団体が教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことが明確化されました。

国は、平成20年に第1期、平成25年に第2期、平成30年に第3期、そして、令和5年6月に第4期教育振興基本計画（令和5年度から令和9年度）を策定し、閣議決定されました。

千葉県においては、平成22年3月に千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（第1期計画）～「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」～が策定され、平成27年には、第2期計画として、「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が策定されました。

この間、平成26年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育委員会制度が平成27年度からスタートしました。この改正も含め、流山市教育委員会では、国や千葉県の教育振興基本計画をもとに、流山市の総合計画に則り、平成28年度から平成31年度を第1期とする「流山市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和元年度には、令和2年度から令和6年度の第2期基本計画を策定しました。

基本計画は、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状等を明らかにして、中期的な視野に立って施策を定め、流山市における教育の方向性を明確化し、より充実した教育を推進するとともに、併せて、市民が心身ともに充実した人生を送るために、自らの意思で生涯にわたって学習に取り組み、自己を高める生涯学習を推進しようとするものです。

また、基本計画は今後の教育の方向性を示す羅針盤となるべきものを目指すともいわれます。国においても、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を大きなコンセプトとして掲げています。未来を担うこどもたちのため、時代の変化に対応しながら、社会や地域を創造することができる力を育成し、個人や社会のウェルビーイングの実現に向けた教育の推進に努めていかなければなりません。

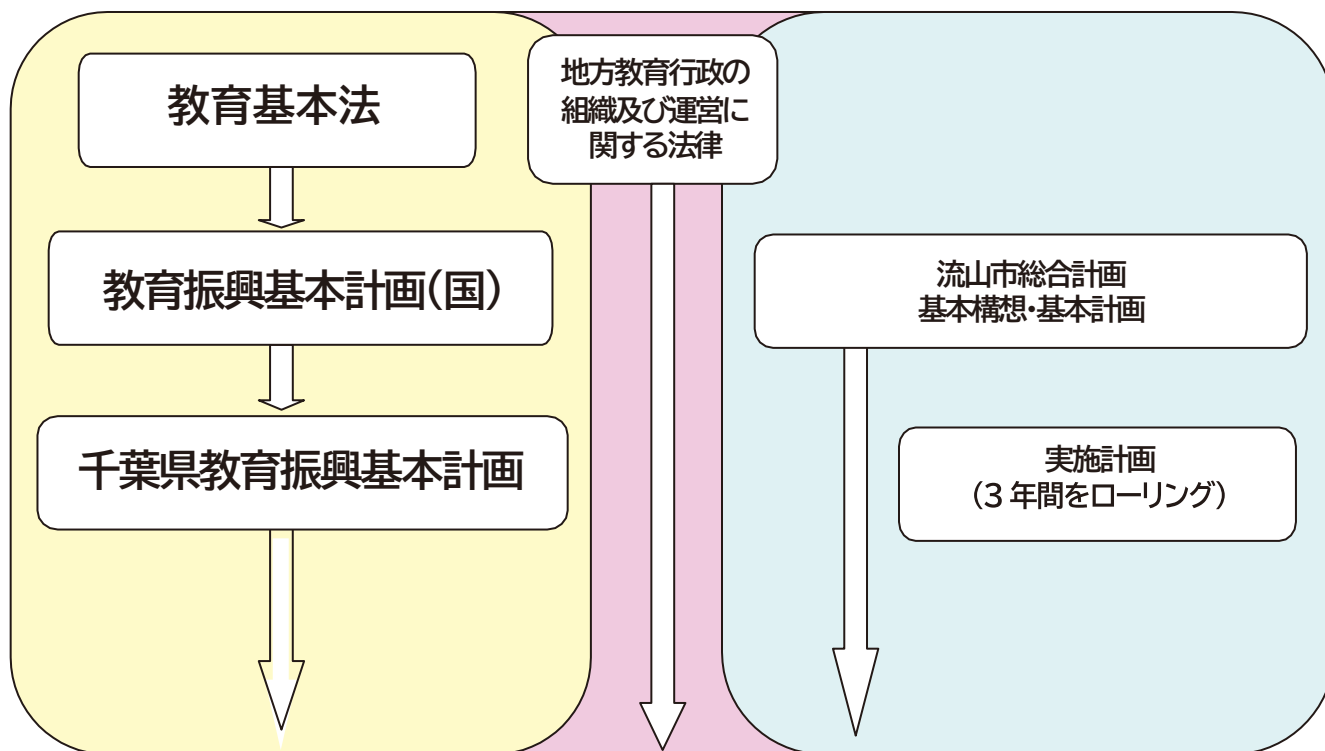
本市においても、国の教育振興基本計画の基盤である「教育の不易と流行」「教育の羅針盤」を踏まえ、教育行政施策の具現化を図ります。

令和7年度以降も引き続き、流山市の教育が推進することを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期流山市教育振興基本計画」を策定するものです。

※ウェルビーイングとは、幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力。
OECDによると、ウェルビーイングとは、教育の目的そのもの。

第2節 基本計画の位置づけ

「基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものです。



流山市教育振興基本計画

<学 校 教 育>

学びに向かう力と自立することも育む

- 1 豊かな学びを支える教育内容の充実
- 2 豊かな心の育成
- 3 こどもの健康保持・増進
- 4 学校、家庭、地域の連携・協働による地域の教育力の向上
- 5 教育施設、環境整備の充実

<生 涯 学 習>

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

- 1 人生を豊かにできる生涯学習の推進
- 2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実
- 3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承
- 4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進

第3節 基本計画の期間・対象

(1) 期間

「基本計画」の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢などの変化により、計画を適宜見直すことができるものとします。

(2) 対象

「基本計画」の対象範囲を教育委員会が実施する教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの推進に関する施策としています。

第4節 策定にあたっての基本的な考え方

「基本計画」は、前年度まで行ってきた事業を基本的に継承していきます。ただし、それぞれの事業を見直し、より質の高い内容にし、実施していきます。また、次の点を基本として策定しました。

- (1) 流山市総合計画との整合性を図り、流山市の現状と課題を踏まえ計画づくりを進める。
- (2) 「基本計画」の構成については、基本計画の策定の考え方、基本理念、学校教育・幼児教育の推進、生涯学習の推進を中心に全4章から構成する。
- (3) 激しく変化する社会状況の中で、教育における今日的な課題も変化し、多様化することが予想される。「基本計画」を実施していく期間中においてもPDCAサイクルを確立し、常に変化に対応できるよう見直しを図る。また、必要に応じて修正や新たな取り組みができるよう柔軟に対応していく。

第5節 流山市の教育をめぐる現状と課題

(1) 現状

流山市の学校教育・生涯学習は、流山市総合計画基本構想に示された、基本施策「こどもをみんなで育むまち」「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」に基づき進めてきました。

現在においても、全国的にも注目されるほど人口が増加し、特に子育て世代の流入による児童生徒の増加が顕著です。そして、地域とのつながりの低下や家庭を取り巻く環境の変化、家庭教育力低下等により、なお一層地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。また、個々の状況に応じた適切な支援体制を構築するとともに、不登校、いじめ重大事態等が増加する中、配慮を要する子への支援の在り方等、多様な教育ニーズへの対応が求められています。

令和3年から令和6年にかけておおぐろの森小学校、おおぐろの森中学校、市野谷小学校、南流山第二小学校の新設開校及び南流山中学校の移転開校を進めてきました。そして、市内小中学校体育館へのエアコン設置をいち早く行うとともに、授業で活用するICT環境の整備、知的特別支援学級の全校設置や情緒特別支援学級・言語通級指導教室の増設など、児童生徒が充実した学校生活が送れるように学習環境整備を進めてきました。

①学校教育の推進

予測困難な時代に対応できる資質・能力のより一層の育成を目指すために、子どもたち自らが学習（主体的・対話的な学び）し、経験・体験をとおして、自治力（問題解決能力）の育成が図られるよう具体的かつ実践的な教育環境整備を行っています。また、教育環境全般にわたり、「つながり」「自立」を柱とした条件整備を行い、「学びに向かう力と自立するこどもを育む」ことを目標に、様々な教育施策に取り組んでいます。一人一人が心の安定を保ち、安心して生活できる学校体制づくりを目指しています。

②生涯学習の推進

「人生を豊かにできる生涯学習の推進」「青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」「文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」「スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」の4つの柱を基軸に学習活動を通じて個人の人生を豊かにするとともに、その学習成果を生かした「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」に取り組んでいます。

青少年の健全育成では、「流山市青少年相談員連絡協議会」「流山市青少年育成会議」等の青少年育成団体や、街頭パトロール等を行う「流山市青少年指導センター補導員連絡協議会」等の活動を支援しています。

文化芸術活動の促進では、文化芸術に関する施策についての基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」（平成29年10月改正）に基づき、各種事業を展開しています。

「流山市子どもの読書活動推進計画」については、成果と課題を検証し、令和4年3月に「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、こどもの読書活動を推進しています。

生涯学習施設の整備では、利用者の増加に伴い、南流山センター内の中央図書館南流山分館に代わって、令和4年12月、児童センターとの複合施設として、「南流山地域図書館」を移設整備しました。また、北部公民館、東部公民館にエレベーターを新設するなど、施設のバリアフリー化を進めたほか、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、生涯学習センターのエレベーター更新、市民会館（文化会館ホール）の特定天井改修及び舞台床の張替等を行いました。

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、オランダ代表チーム（女子卓球、女子ハンドボール、パラ卓球）の事前キャンプ地を誘致し、市民との交流を図りました。

スポーツ施設の整備では、老朽化した北部柔道場の建て替え工事を行い、令和3年4月に新たな柔道場がオープンしました。また、市総合運動公園の野球場観覧席の改修及び庭球場の拡張整備等を行いました。

(2) 課題

①学校教育

「令和の日本型学校教育」の実現に向け、個別最適な学び・協働的な学びや多様な教育ニーズへの対応、こどもたちのICTの効果的な活用、いじめや虐待、不登校の未然防止や早期発見・早期解決、幼児教育・保育施設と学校間の円滑な接続など、教育内容の向上及び多様化が幅広く求められています。また、校務DXを通じた働き方改革、教員の資質向上や人材確保・育成支援を一体的に進めることが課題となっています。更には、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭・地域と学校の連携・協働体制の構築が必要不可欠です。

いじめ等への対応については、法令やガイドラインに則った対応の周知徹底をはじめ、こども一人一人の最善の利益のために、こどもを取り巻くすべての大人が同じ方向を向き、専門的な知識及び技術を用いて、丁寧な支援を行っていく必要があります。そのために、こどもの声を丁寧に聴くことに加えて、いじめ等への対応については学校の教職員と保護者や地域の方々との対話を大切にしていきます。また、こどもたちの多様性を尊重し、一人一人に丁寧に寄り添うことで、すべてのこどもたちが、自分の存在を価値のあるものと感じ、ありのままの自分を肯定的に捉えられる自己肯定感を育むとともに、お互いの個性を認め合いながら、安心安全で実りある学校生活を送ることができるよう取り組んでいく必要があります。

学校施設については、急激な児童生徒数の増加への対応や、計画的な施設管理を行うとともに老朽化対策をはじめとした安全安心の確保、多様な教育内容・方策への対応、ICT環境の充実など、多種多様な対応が求められており、社会の経済情勢を踏まえた戦略的かつ計画的な施設整備が必要です。

②生涯学習の推進

様々な世代の方が生涯にわたって自ら学習することでウェルビーイングを実現し、人生を豊かにできるよう、ライフステージや生活課題等に応じた多様な生涯学習機会を提供する必要があります。また、障害等の有無にかかわらず、誰もが安心・安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、計画的な施設の修繕及びバリアフリー化を進める必要があります。

市民の自主的な生涯学習活動をサポートするため、市ホームページ等で多様な学習情報を提供する必要があります。

子育て世代が増加している本市では、引き続き、青少年健全育成団体の活動を支援する必要があります。

市民の文化芸術活動を促進するため、おおたかの森ホールや文化会館ホール等を拠点として、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会及び活動団体が成果を発表できる場を提供する必要があります。また、市内の文化財の指定を進めるとともに、文化財の保存・活用を図る必要があります。

③関係機関との連携

こどもの健やかな成長には、学校教育だけではなく、保護者や地域、こどもを取り巻く環境が大きく影響します。子ども家庭部では、「こども基本法」（令和4年法律第77号）に基づき、令和7年度からの5年間で1期として「流山市こ

ども計画」を策定する予定です。本計画での基本理念は「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え、こどもの権利を保障するための取組を進め、こどもにやさしいまちづくりの実現」を目指すもので、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援していくとしていくとしています。そのため、流山市教育振興基本計画の推進にあたっては、子ども家庭部をはじめ関係機関と連携を図りながら推進していく必要があります。

第2章 基本計画の基本理念

第1節 基本計画の基本理念（流山市教育大綱※）

〈学校教育〉

学びに向かう力と自立するこどもを育む

流山市の学校教育においては、「自立」するこどもの育成を目指し、児童生徒一人一人が主体的に学び、経験や体験を通して自ら問題を解決できる力を育む教育活動を実践します。また、個人と社会のウェルビーイング、持続可能な社会の創り手の育成、共生社会の実現に向け、地域や家庭等と連携・協働した教育を推進します。



〈生涯学習〉

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

生涯学習においては、豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のために、事業を推進します。



※流山市では、総合教育会議(令和6年6月27日)において、「流山市教育振興基本計画」の基本理念を「流山市教育大綱」に代えることが決定されています。

第2節 施策の体系

基本計画の基本理念と目標の具現化のために、学校教育の推進においては、以下の9の重点目標と20の施策を定め、また、生涯学習の推進においては、以下の4つの重点目標と4つの施策を定め、取り組みの方向性を示します。

	重 点 目 標	施 策
学 校 教 育 ・ 幼 児 教 育 の 推 進	1 確かな学力の育成	1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
		2 幼児教育の質の向上
		3 学校段階間の接続の推進
		4 キャリア教育の推進
	2 豊かな心の育成	5 自己肯定感の向上
		6 いじめ等への対応、人権教育の推進
		7 読書活動の充実・体験活動の充実
	3 健やかな体の育成	8 学校保健、学校給食・食育の充実
		9 学校体育の充実・高度化
	4 グローバル社会における人材育成	10 外国語教育の充実
	5 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	11 特別支援教育の推進
		12 不登校児童生徒への支援の推進
	6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	13 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
		14 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
	7 教育DXの推進・デジタル人材の育成	15 1人1台端末の利活用
		16 児童生徒の情報活用能力の育成
		17 教員の指導力向上
生 涯 学 習 の 推 進	8 指導体制・ICT環境の整備	18 学校における働き方改革、運営体制の充実
		19 ICT環境の充実
	9 学校施設の整備と充実	20 安全・安心な学校施設の整備と充実
	1 生涯学習の推進	1 人生を豊かにできる生涯学習の推進
	2 青少年の健全育成	2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実
	3 文化芸術の醸成と歴史の継承	3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承
	4 スポーツの振興	4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進

第3章 学校教育・幼児教育の推進

重点目標1 確かな学力の育成	
施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 	
目 標	新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成を図るとともに、こどもたちの多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指します。
現 状 と 課 題	本市では、全国学力・学習状況調査の結果においては、平均正答率が小学校、中学校ともに全国・県平均を上回っています。一方、お互いの考えを伝え合い、学んだことを整理して新たな問いにつなげることに課題があります。この課題の改善に向けて、こどもたちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学びを実現していくことで、自分の考えを伝えあい、学んだことを整理する等の問題解決能力の育成を目指していきます。

（1）こどもたちの多様な状況に応じた学びの実現

- ・こどもたちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学びの実現を目指します。
- ・学校サポート教員等の有効な活用を図り、個に応じたきめ細やかな支援を行います。

【学校サポート教員配置事業】

（2）主体的・対話的で深い学び、協働的な学びをとおした確かな学力の育成

- ・新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習指導要領の主旨が各学校で理解・実施されるよう実践事例の活用、効果等について情報提供等を行い、個別最適な学び、協働的な学びを推進します。
- ・全国学力・学習状況調査等の課題の把握、分析、結果の活用を通して教育活動の改善、充実を図ります。

【教育研修推進事業】

重点目標1 確かな学力の育成	
施策2 幼児教育の質の向上	
関連するSDGs 4 質の高い教育をみんなに	
目 標	幼児期から架け橋期の教育の質を保障するために必要な研修や支援体制の充実を図ります。
現 状 と 課 題	幼児期及び架け橋期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期です。また、小学校においては、その芽生えをさらに伸ばしていくことが必要です。 本市においては、公私の種別や施設類型の違う幼児教育施設があり、それぞれが魅力ある幼児教育を実践しています。近年、子育て世代の流入により新たな幼児教育・保育施設が多くなっていることから、今後はさらに幼児教育支援センターの事業を核として、市内のこどもに関わる教育施設等に対して、遊びを通じた学びの教育的意義や幼児期から小学校へのつながりのある教育を展開していく必要があります。また、一人一人に応じた指導や適切な支援についての認識を深めていく必要があります。

（１）幼保小合同研修の充実

- ・ 幼児期及び架け橋期の教育の質の向上に向けた研修の充実を図ります。

【幼児教育支援センター運営事業】

（２）幼児教育施設及び小学校教職員への支援体制づくり

- ・ 幼児教育・保育施設や小学校の職員を対象とした、教育内容・方法及び環境調整等に関する指導助言を行えるよう、幼児教育アドバイザーや指導主事等による支援体制を構築します。

【幼児教育支援センター運営事業】



幼児と児童の交流会の様子

重点目標 1 確かな学力の育成

施策 3 学校段階間の接続の推進

関連するSDGs



目 標	幼児教育から小学校教育へ円滑な移行ができるようにします。また、小中学校9年間のこどもたちの成長を見通した教育環境づくりを目指します。
現 状 と 課 題	幼児教育・保育施設と小学校は、3要領・指針及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続させることが重要です。 また、乳幼児期からのライフステージに応じて、発達に合わせた遊びや体験活動、学びの連続性の重要性を認識した上で、地域・学校・園・家庭等が連携・協働していくことが重要です。 本市ではこれまで、研究会や見学会等を通して、幼保小の相互理解を進めてきました。今後は、幼保小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成し、活用・改善を図り、幼児教育から小学校教育へ円滑に接続できるようにしていきます。 また、小中学校まで続く、学びの継続と発展・高度化を図っていきます。

(1) 架け橋期カリキュラムの作成及び活用・改善

- ・市独自の架け橋期のカリキュラムを作成・活用することで、幼保小（連携）つながりのある教育を充実させていきます。

【幼児教育支援センター運営事業】

(2) 架け橋期の学びのつながりの推進

- ・保育所（園）・幼稚園・小学校の交流等を通して相互の教育の理解を深めます。また、小学校入学時には、就学先の小学校に適切に引き継ぎを行います。

【幼児教育支援センター運営事業】

(3) 児童生徒・教職員の積極的な交流

- ・各中学校区の特色を活かし、積極的な交流を行っていきます。また、小中学校の連携を意識した教育を進めます。

重点目標 1 確かな学力の育成	
施策 4 キャリア教育の推進	
関連するSDGs 8 働きがいも経済成長も	
目 標	これからの国際社会で活躍する人材育成のため、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
現 状 と 課 題	将来の予測が困難といわれる時代の中で、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが必要不可欠です。 そのためには、日常の教育活動を通じて、学ぶ面白さや学びへの挑戦の意味を子どもたちに体得させることが大切です。また、子ども達が未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学ぶことを通して、様々な事に挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができます。 今後は、小学校段階から将来へのビジョンを持ち、国際社会で活躍できる人材の育成のため、発達段階に合わせたキャリア教育や現代社会の課題を捉え、問題解決していける能力を育成していきます。

（１）発達段階に応じたキャリア教育の充実

- ・「キャリア・パスポート」等を活用し、子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取り組みを通じて、自分らしい生き方を実現していくための体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- ・児童生徒が自立した主体、主権者として、よりよい社会の実現を視野に入れ社会の形成に主体的に参画しようとする力を養うとともに、現代社会の課題を捉え、問題解決していける能力の育成を図ります。

【教育指導人材充実事業】

重点目標 2 豊かな心の育成

施策 5 自己肯定感の向上

関連するSDGs



目 標	道徳教育や特別活動、体験活動等学校教育活動全体を通して、こどもたちの豊かな心を育むと共に、一人一人の自己肯定感の向上を図ります。
現 状 と 課 題	本市における急激な人口増加に伴う都市化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響におけるライフスタイルの変化、加速する情報社会の中で、こどもたちの人との関わりは、希薄になってきています。そのため、他者への思いやりや自尊感情が乏しく、人間関係を築く力や社会性が不十分である傾向が見られます。 また、社会の多様化が進む中、誰もが生き生きとした人生を送るために、一人一人が自分の生活に対して満足感や幸福感を感じられるような自己肯定感の向上が求められています。 自己肯定感を向上させるためには、自他ともに尊重し、命を大切にする心や相手を思いやる心など、豊かな心を育てていくことが必要です。そのため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、道徳教育の要として「特別の教科 道徳」の時間の充実を図り、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。また、指導計画を見直し、多様な体験学習を教育課程に位置づけ、より多くの体験を通して豊かな心を育てていく必要があります。

(1) 自己の生き方を考え、社会性を育む道徳教育の推進

- ・道徳教育の推進にあたり、機能的な協力体制の整備や指導計画の改善を行い、学校全体で進める道徳教育の一層の充実を図ります。
- ・「特別の教科道徳」に係る理解を深め、教科横断的な取組を通し、地域等との連携を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、こどもたちが自発的・自主的に自らを発達させていくことができるよう、発達支持的な生徒指導を推進します。

【学校教育内容充実事業】

(2) 自己実現や他者とのつながりをつくる特別活動の充実

- ・地域や様々な民間団体、企業等との連携により、自然体験を含め様々な体験活動の充実に取り組めます。自分の良さを見つけたり、多様な他者との関係作りを進めたりしながら、異なる組織や異年齢集団での交流活動を充実させます。

【学校教育内容充実事業】

(3) 個に応じた学び、協働的な学びの充実

- ・市内全小中学校に配置している学校サポート教員によるサポート体制を充実させ、きめ細やかな指導を充実させます。
- ・こどもたちの多様な状況に応じた個別最適な学び、多様な他者と協働した学びを推進します。

【学校サポート教員配置事業】

【総合的な学習の時間推進事業】



学校サポート教員によるサポート体制の充実



小学校での自然体験の様子

重点目標 2 豊かな心の育成	
施策 6 いじめ等への対応、人権教育の推進	
関連するSDGs 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう	
目 標	学校教育活動全体を通じ、自己理解、他者理解を深め、互いを思いやる心を育みます。また、児童生徒が置かれた様々な環境への支援体制や相談体制の構築を図ります。
現 状 と 課 題	いじめへの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が本市においても増加傾向にあります。いじめは児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、児童生徒はもとより、保護者の声に真摯に耳を傾け、学校のみならず関係機関等も含め、全力でいじめの問題に取り組まなければなりません。 いじめは「絶対に許されない」という強い思いを持ち、いじめの未然防止、早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じていきます。また、児童生徒が起こす問題行動等への対応については、健全な人格の発達に配慮しつつ、個々に寄り添い、必要な指導・支援を行う必要があります。

（１）多様な機関と連携したいじめ等への対応

- ・平成２７年度に制定した流山市いじめ防止対策推進条例及び令和４年度に改訂した流山市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止に向けた取り組みを推進します。
- ・各学校においては、児童生徒一人一人に目を向け、小さな変化も見逃すことなくきめ細かな対応を行います。いじめ問題には、迅速且つ組織的な対応を行います。
- ・スクールロイヤーによる児童・生徒へのいじめ防止教室を実施するとともに、教職員向けにいじめ防止研修を継続していきます。
- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導アドバイザーなどを配置し、専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけて支援します。
- ・いじめ問題に関し、各関係機関の連携の促進と情報の共有を図るため、いじめ問題対策連絡協議会等を開催し連携・協力体制づくりを推進します。

- ・令和5年2月7日付けで文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」に則り、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行い適切な援助を求めています。

- ・「流山市小中学生専用なやみホットライン」による電話相談、「STANDBY」によるアプリ相談など、市の相談体制を整備するとともに、様々な機会をとらえて、国や県などの関係機関が設置しているものも含めた相談窓口の周知を行い、こどもたちの心のケアやいじめの早期解決を図ります。

【いじめ等防止対策推進事業】

【小中学生専用なやみホットライン相談事業】

（２）生命（いのち）を大切にする教育の推進

- ・こどもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度を育てていきます。

【教育内容充実事業】

（３）発達支持的生徒指導の推進

- ・心理テスト「WEBQU」やこどもが登下校時に自分の気持ちを示すことができるアプリ「心の天気」等を活用し、こどもたちの内なる心の思いを捉え、教職員による声かけや励まし、賞賛や対話を行い、こどもたちの成長・発達を支える生徒指導を進めています。

【いじめ等防止対策推進事業】



スクールロイヤーによるいじめ防止教室の様子



いのちの授業の様子

重点目標 2 豊かな心の育成	
施策 7 読書活動の充実・体験活動の充実 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 関連するSDGs	
目 標	こどもの読書機会の確保、読書の普及啓発等を通じ、こどもの読書活動を推進します。また、郷土の伝統、文化芸術に触れる機会や多様な体験活動を通して豊かな心を育成します。
現 状 と 課 題	現在、汎用的読解力の育成を目指し、学校図書館の充実に努めています。公立図書館等の各機関と学校との連携を図るとともに、多様なこどもの読書機会の確保、こどもの読書活動の重要性などに関する普及啓発活動等を通じ、読書活動を推進していきます。ネット社会※1の進展や新型コロナウイルス感染拡大の影響など、こどもたちを取り巻く環境が変化する中で、こどもたちの成長過程において、ものごとを実際に体験するという経験が少なくなってきました。また、地域とのつながりの希薄化、古くからある日本の伝統文化に触れる機会も減少しています。伝統・文化を知り、文化芸術に触れることを通じて、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むことはこどもたちの教育においても重要です。そのため、教育活動の様々な場面で文化や芸術に触れる取り組みを推進していく必要があります。

※1 インターネットを通じて、情報提供や情報共有ができる社会

(1) 読書活動の充実

- ・学校図書館の積極的な活用を推進し、児童生徒の読書習慣の育成を図ります。
- ・児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実させるため、蔵書の刷新を図るとともに蔵書内容を充実させます。
- ・司書教諭と学校図書館司書が連携し、図書館利用のオリエンテーションや授業支援等を行い、児童生徒の読書意欲を喚起していきます。
- ・インターネット百科事典等を用いた探究的な学習を通して、情報活用能力の育成を目指します。学校図書館の情報化を推進していきます。

【学校図書館教育推進事業】

【小学校教育指導運営事業】

【中学校教育指導運営事業】

(2) 伝統や文化芸術等体験活動の充実

- ・市内小中学校において、郷土の文化を知る・触れる活動や芸術鑑賞等、様々な体験活動を実施します。
- ・教育課程の中に多様な体験活動を取り入れ、多くの体験を通して、豊かな心を育む活動を推進します。

【情操教育推進事業】

【学校教育内容充実事業】



学校図書館司書の授業支援の様子



学校図書館の活用推進を図るための工夫

重点目標 3 健やかな体の育成	
施策 8 学校保健、学校給食・食育の充実  関連するSDGs	
目 標	心身の健やかな育成を目指し、児童生徒が安心して生活し、自身を大切にできるように努めていきます。
現 状 と 課 題	すべての児童生徒が安心して生活し、心身共に健やかに成長できるよう取り組む必要があります。 食育では、食生活の大切さを考える授業により、児童生徒がよりよい食生活を心がけるきっかけとなっています。栄養教諭等による授業も積極的に行われています。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康などの健康増進に関わる保健教育の充実を図る必要があります。

（１）食育の推進

- ・児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を築けるよう、食育の授業の充実を図ります。また、「生きた教材」である 学校給食を活用し、実践的な指導を行います。

（２）保健教育の推進

- ・健全な生活習慣を身につけるために、検診や調査に基づき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行っていきます。
- ・児童生徒の発達段階等に応じて、心の健康、性に関する教育、薬物乱用防止、生活習慣病、生活安全などについて、知識と実践を身に付ける学校健康教育の充実に努めてまいります。

【保健体育事務管理事業】



食育授業の様子

重点目標３ 健やかな体の育成	
施策９ 学校体育の充実・高度化 関連するSDGs 3 すべての人に健康と福祉を 	
目 標	生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、基礎体力の向上を目指し、体育の授業の工夫改善や校内の組織的な取り組みを推進します。
現 状 と 課 題	本市の小中学生の全国体力・運動能力調査の結果（令和5年度）によると、小中学生ともに50m走で全国平均を上回っています。しかし、握力やボール投げでは小中学生ともに全国平均を下回っており、改善に向けた取り組みが課題となっています。また、全国的な傾向として、日常生活の中で運動に取り組む時間が少ない児童生徒が多い傾向にあります。このことから、体育の授業の工夫や校内組織を活かした日常的な体力向上に取り組む必要があります。

（１）発達段階に応じた遊びや運動の充実

- ・体育の授業の充実・高度化を図り、発達段階に応じた指導内容や指導方法を工夫し、体力向上を目指した授業を展開します。【体力向上推進事業】

（２）体力向上に向けた組織的な取り組み

- ・体力向上推進委員会等の組織を活かし、体力について成果と課題を明確にし、体育の授業や発達段階に応じた筋力や投力の向上を目指した運動遊びを通じて日常の体力向上に向けた組織的な取り組みを行います。【体力向上推進事業】

（３）地域におけるスポーツ環境の整備

- ・プールの老朽化（塗装の剥がれ、ろ過機の不具合）により、小学校での水泳指導を行うことができない場合、プールを有する民間施設へ委託し、水泳の授業を行っていきます。
- ・天候に左右されず、計画的に授業を実施できたり、インストラクターによる専門的な指導により、短期間でも児童の泳力が伸びたりするなど、多く

の効果が期待できることから、民間施設を活用します。

- ・水泳授業の充実を図るとともに、プールの水質検査や維持管理等に係る教員の負担軽減を図っていきます。

【学校水泳指導等支援事業】

（４）生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成

- ・体育の授業の充実を図るとともに、県が進めている児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的とした「遊・友スポーツランキングちば」などを積極的に活用し、児童生徒の体力向上を図るとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成します。

【体力向上推進事業】



水泳学習の様子



重点目標4 グローバル社会における人材育成	
施策10 外国語教育の充実	
関連するSDGs 11 住み続けられるまちづくりを	
目 標	外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するとともに、伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を図ります。
現 状 と 課 題	将来の予測が困難といわれる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材を育成することやグローバル化に対応した外国語によるコミュニケーション能力のさらなる向上が課題となっています。 本市においては、外国語教育の早期化・高度化に早くから取り組み、国の目指す中学校卒業段階の英語力の目標をすでに達成しています。 今後は、小学校教員の外国語の指導力のさらなる向上を図るとともに、小学校段階で身につけた外国語によるコミュニケーション能力の素地を生かすべく、その成果を中学校・高等学校へ円滑に接続し、各学校段階に応じたコミュニケーション能力を育成していく必要があります。

(1) 小中連携を活かした外国語教育の充実

- ・小学校において外国語を担当する職員、中学校の英語教員による合同研修会を実施し、小中のつながりを意識した外国語教育の充実を図ります。
- ・英語に堪能で、外国の文化に精通した英語活動指導員を市内全小学校に配置し、外国語指導助手(ALT)とともに、ティームティーチングを実施します。

【小中学校外国語教育推進事業】

(2) 国際理解教育の推進

- ・市内全小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、日常的に英語に触れる環境を整えています。
- ・小学校においては、外国語指導助手(ALT)に加え、英語活動指導員を配置し、英語や外国の文化に慣れ親しむ取り組みを充実させます。
- ・日本の伝統と文化及び他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成します。

【小中学校外国語教育推進事業】 【教育内容充実事業】

重点目標５ 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

施策１１ 特別支援教育の推進

関連するSDGs



目 標	教育相談や就学相談を通して、一人一人の児童生徒の個に応じた支援・指導の充実に努めるとともに、特別支援教育体制の整備や教職員の研修推進に取り組みます。インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組や教職員の研修を一層進めます。 多様なこどもの状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学びあう機会を確保していきます。
現 状 と 課 題	本市において、特別支援学級に在籍している児童生徒は年々増加しています。市内小中学校には、特別支援学級（知的・情緒・難聴）、通級指導教室（言語・難聴）を設置しています。また、流山市学習サポート教員・指導員、介添員を各学校の状況に応じて配置しています。 すべての児童生徒が「多様で柔軟な仕組み」のもとでの就学先の決定や、「連続性のある多様な学びの場」で学習できるようにインクルーシブ教育システムを推進します。また、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に必要な「合理的配慮」の提供や「基礎的環境整備」について等、具体的な内容を明記した個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進していきます。更に、個に応じた支援・指導が行えるよう、今後も特別支援教育体制の整備や教職員の資質向上を図る研修を充実させていく必要があります。

（１）相談体制の充実

- ・児童発達支援センター、幼児教育支援センター、幼稚園や保育所（園）、こども園、小中学校、特別支援学校、福祉施設、保健センター、療育施設等の関係機関と連携した相談・支援を推進していきます。
- ・様々な相談に対応するためスクールカウンセラーの配置充実を図り、専門的な立場から相談に応じられるようにしていきます。
- ・「多様で柔軟な就学の仕組み」に対応して、児童生徒個々の能力を見取り、よりよい環境調整が図られるよう就学相談や教育相談を行い、関係機関との連携を図

っていきます。

【特別支援教育推進事業】

（２）支援体制の充実

- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画がより活かされるよう研修を充実させていきます。
- ・早期から一貫した支援が受けられるよう、関係機関と連携して流山市個別サポートファイルの活用を一層推進していきます。
- ・流山市個別サポートファイルの作成、活用の充実や通常学級における個別の支援方法等についての研修に努めていきます。
- ・保護者同士が交流したり福祉の専門家から助言を受けたりできる「親の会」を実施し、保護者支援の充実を図ります。
- ・ICT等を活用し、個々の状況やニーズに応じた取り組みの実践を進めます。

【特別支援教育推進事業】

【ICT学習空間整備事業】

（３）特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上と充実

- ・特別支援スーパーバイザーを各学校の要請に応じて派遣することで、特別支援学級担任の育成と専門性の向上を目指します。
- ・特別支援コーディネーターが中心となって保護者等の相談窓口となり、校内体制の調整や関係機関との連携を図ることができるよう、特別支援推進研修会を開催し、各学校の特別支援教育の推進力を高めていきます。また、全教職員が特別支援教育への理解を深められるよう、研修を実施していきます。
- ・特別支援学級介添員や学習サポート教員・指導員対象の研修会を開催し、専門性の向上を図り、教育支援体制の充実を図ります。

【特別支援教育推進事業】

（４）交流及び共同学習や多様性を理解する教育の推進

- ・こどもたちの自立と社会参加を促進するため、校内における特別支援学級と通常学級での交流や共同学習を積極的に行えるようにします。また、他校の特別支援学級との交流活動や、地域の県立特別支援学校との居住地校交流の推進を図っていきます。

【特別支援教育推進事業】

- ・共生社会の実現に向け、多様な他者の理解を深める教育を推進していきます。

【教育研修推進事業】



特別支援学級の授業の様子

重点目標5 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	
施策 1 2 不登校児童生徒への支援の推進	
関連するSDGs  	
目 標	個々の児童生徒の意思を尊重した、多様な学びや支援の充実を図ります。
現 状 と 課 題	全国的に不登校児童生徒が増加している中、本市においても小学校、中学校共に不登校の児童生徒は増加傾向にあります。 本市では、不登校の児童生徒を支援するにあたり、各学校が在籍する個々の児童生徒の状況を把握したうえで、校内や流山市教育支援センター「フレンドステーション」における支援、スクールカウンセラーによる教育相談、スクールソーシャルワーカーによる訪問支援、関係部局との連携等を行ってきました。 課題としては、困り感のある児童生徒の居場所となる環境の整備が挙げられます。そのために、教室に入りづらいと感じる児童生徒の居場所の設置や一人一台端末を活用したオンライン学習、教育支援センター「フレンドステーション」の機能強化の研究、民間フリースクールとの連携の在り方等の研究を進めていく必要があります。また、こどもの相談は、虐待やいじめなど多岐にわたることから、子ども家庭部とも連携を図りながら、こどもの権利侵害に対応する相談・救済機関の設置を検討していく必要があります。

（１）学びの機会の充実

- ・教育支援センター「フレンドステーション」の活動をより広く情報発信し、不登校児童生徒の社会的自立の場として活用していきます。
- ・１人１台端末を活用したオンライン学習の方法について、研究を進めていきます。
- ・校内教育支援センターの設置等、多様な学びの場の提供を促進していきます。
- ・児童生徒の居場所の確保に向けて、関係機関との連携を進めていきます。

【教育研究企画室運営管理事業】

(2) 不登校支援のための相談体制づくり

- ・研修会において、実践的な不登校支援や校内における教育相談について取り上げ、各学校の不登校支援や教育相談の充実を推進していきます。
- ・教育相談において、児童生徒の状況をアセスメントし、家庭・学校・市が連携を図りながら、不登校児童生徒への支援に努めます。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや関係部局による、アウトリーチ支援を進めていきます。
- ・不登校「親の会」や教育相談を通して、保護者が一人で悩みを抱え込まないように、保護者支援の充実に向けた取り組みを推進していきます。

【教育研究企画室運営管理事業】



フレンドステーション エルズ
個々の課題(各教科の学習・読書等)に取り組む様子



フレンドステーション しんかわ
わくわくルーム(個々の関心に合わせて活動)

重点目標 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による 地域の教育力の向上	
施策 1 3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進	
関連するSDGs 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを	
目 標	学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを推進します。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちの社会性、自主性、創造性等、豊かな人間性を育むと共に、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりに努めます。
現 状 と 課 題	全中学校区に地域学校協働本部を設置し、学校支援コーディネーターを中心にボランティアとともに学校支援活動を行っており、活動内容は多岐にわたっています。また、全中学校区での、コミュニティ・スクールの設置・運用が始まっています。 今後は、学校と地域が連携・協力し、「地域のこどもは、地域で育てる。」という当事者意識を持って取り組んでいきます。持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、地域学校協働活動の推進を図っていきます。また、各学校で地域の実情に応じた危機管理マニュアルや防災計画を作成し、防災訓練を実施しています。 今後は、地域とともに、「自助・公助・共助」による具体的な取り組みの実践を進めていく必要があります。

(1) 社会に開かれた学校づくりのための情報発信

- ・学校行事や学校生活の様子、また学校と地域が連携した活動の様子等を学校だより、ホームページを活用して保護者や地域の方々へ発信していきます。

【学校教育内容充実事業】

(2) コミュニティ・スクールの仕組みを活かした学校運営

- ・児童生徒、教職員、保護者、地域の方々による学校評価を実施し、学校運営の改善・推進に努めていきます。

（３）地域の人材・教育力を活かした教育活動の推進

- ・コミュニティ・スクールを活用し、学校支援コーディネーターとともに教育支援活動への協力を依頼していきます。
- ・まち探検、職場体験、探究学習等において、地域環境や外部人材を活用した教育活動を推進していきます。

【地域による学校支援事業】

（４）中学校区の特色を活かした教育環境づくり

- ・地域とともにある学校という認識を持ち、総合的な学習の時間等を活用した探究学習を推進し、家庭・学校・地域が一体となったつながりのある教育環境づくりを進めます。

【小中一貫教育推進事業】

（５）防災・防犯教育の推進

- ・東日本大震災や能登半島地震での教訓を踏まえ、危機管理マニュアルの見直しや防災訓練の充実を図ります。地域と協力した防災訓練や小中連携による防災教育を推進していきます。
- ・災害に対する知識や判断力を身につけさせるとともに、自助、共助の考え方の育成を図っていきます。
- ・防犯に対する知識を持ち、自己防衛のために適切に行動できる能力の向上を図ります。

【教育内容充実事業】



学校サポートボランティアの活動の様子



田植え体験の様子



防災教育の様子

重点目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による 地域の教育力の向上	
施策14 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行 に向けた環境の一体的な整備	
関連するSDG 3 すべての人に 健康と福祉を 	
目 標	こどもたちが、スポーツや文化芸術に継続的に親しむことができる機会を確保することや、教師の業務負担を軽減し、学校教育の質の向上を推進していきます。
現 状 と 課 題	本市では、令和元年から中学校の部活動における外部指導員の配置を行っています。このことで、こどもたちはより専門的な指導を受けることができ、また経験のない顧問にとっては、指導の負担が減り、授業準備等の時間が確保できています。しかしながら、指導者の確保や運営団体の整備、持続可能な活動にしていくためのシステムの構築に課題があると考えています。 まずは、地域クラブ活動指導員を増員し、学校から切り離れた土日の地域クラブ活動を推進していきます。

（１）地域クラブ活動の推進

- ・今まで学校で担っていた部活動を、専門的な指導技術を持った指導員や団体と連携して、こどもたちの持続可能な活動場所として、地域クラブ活動を推進していきます。

【流山市部活動支援事業】

（２）部活動の地域移行

- ・現在、部活動は、各小中学校が流山市部活動ガイドラインに沿って活動しています。活動時間の設定、外部指導員の増員により、専門性の高い指導が受けられる体制整備を進めます。また、教職員の負担軽減につなげていきます。今後は地域クラブ活動へ移行していくことを推進していきます。
- ・地域クラブ活動へ移行した後も、こどもたちの活動への相談、支援を行っていきます。

【流山市部活動支援事業】



地域クラブ活動の様子

重点目標7 教育DXの推進・デジタル人材の育成

施策15 1人1台端末の利活用

関連するSDGs



目 標	学習において、ICTの活用が「日常化」するようにし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、情報および情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質の向上を目指します。
現 状 と 課 題	各小中学校では、GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末を活用した学習を行っています。しかし、活用頻度や活用形態にはまだばらつきが見られます。端末を「取り入れる授業」から「効果的に活用する授業」への変換が図れるようにする必要があります。また、情報化社会となる中、児童生徒の情報活用能力のより一層の充実が求められます。

(1) ICTの有効活用による新たな学びの推進

- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、1人1台端末等を積極的に活用した児童生徒への学習指導、生徒指導等を推進します。
- ・教員のICTの有効活用のための研修会を実施し、こどもの創造性、主体的を引き出す授業実践を推進します。
- ・タブレット端末を活用した授業実践を推進するため、計画的に環境整備を行います。

【ICT学習空間整備事業】



1人1台端末を活用した学習の様子

重点目標7 教育DXの推進・デジタル人材の育成

施策16 児童生徒の情報活用能力の育成

関連するSDGs



目 標	情報を主体的に捉え、何が重要かを主体的に考え、情報技術を日常的に活用できる力を育成します。また、情報化が社会の中で果たす役割や影響を正しく理解する事や、情報モラルの育成を図ります。
現 状 と 課 題	情報端末を活用しながら、情報を収集したり、整理・分析したりする学習が重要です。こどもたちは、日常生活の中でもSNS等を活用し、情報を簡単に収集することには慣れている一方、情報技術に関する制度やマナー、情報の真偽を吟味する力は備わっていないのが現状です。 今後は、GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末の利活用の日常化を促進するとともに、学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む）を育成していく必要があります。

（1）1人1台端末の活用力の向上

- ・情報活用能力育成のために、ICTの効果的な活用、問題の発見・解決等に向けて情報を適切かつ正確に活用する力を育みます。また、情報技術に関する制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の情報モラルを身につけることも含めた、デジタルシティズンシップ教育を進めます。

【ICT学習空間整備事業】

（2）教師の指導力向上に向けた取り組みの充実

- ・情報活用能力育成のために、ICTの活用事例提供、プログラミング教育の充実に向けた研修、情報モラル教育の充実等、教員の指導力向上を目指します。

【教育研修推進事業】

重点目標 7 教育 D X の推進・デジタル人材の育成

施策 1 7 教員の指導力向上

関連する S D G s



目 標	新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、授業改善を推進します。 また、I C T等の活用による学びとともに、デジタルとリアルを適切に取り入れた学びを進めるため、教師の指導力向上を図ります。
現 状 と 課 題	各小中学校では、すべての児童生徒が安心して学び、達成感と新たな学習への意欲がもてる授業づくりを目指しています。また、1人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められます。市内小中学校では若年の教員の割合が増え、中堅、ベテラン層が減少している中、研修の在り方が課題となっています。また、こどもたちが「自ら学び問題を解決していく」授業実践のための、指導力向上や、I C Tを効果的に活用した学びの推進が喫緊の課題です。 今後は、将来の予測が困難な時代において必要となる資質・能力を育む指導を推進するため、教職員の指導力向上を図っていく必要があります。

(1) 研修の充実

- ・ I C Tを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた研修を実施していきます。
- ・ 若手教員等のための研修の機会を増やし、実践・活用できる研修内容で、指導力向上に取り組めます。【教育研修推進事業】

(2) 主体的・対話的で深い学びに向けた授業の実践

- ・ 計画的な学校訪問を通して、I C Tを活用した指導力向上を目指し、児童生徒が主体となって学ぶ授業を実践していきます。
- ・ 指導目標の明確化と評価に基づいた指導方法の工夫改善を図ります。

【教育研修推進事業】

重点目標 8 指導体制・ICT環境の整備	
施策 1 8 学校における働き方改革、運営体制の充実	
関連するSDGs 8 働きがいも経済成長も	
目 標	学校における働き方改革を推進します。
現 状 と 課 題	すべての教職員が、心身ともに健康を保つことができる職場環境を整えることにより、こどもたちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができると考えています。 校務の積極的な見直し等、教職員の業務改善を行うことにより、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保することができ、一人ひとりにきめ細かな指導を行い、こどもたちの学びの一層の充実を図ることができます。

（１）校務の効率化に向けて

- ・教員が児童、生徒と向き合う時間を確保し、個に応じた指導を充実させるため、令和４年度から導入した校務支援ソフトを継続的に活用し、校務の効率化を図るとともに、学校現場でさらに活用しやすいよう、校務支援ソフトの継続的活用と改善を行っていきます。
- ・夏季休業中、冬季休業中に学校閉庁日を設定し、勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会等への連絡方法を確保した上で、応答電話の設置やメールによる連絡対応等ができるようにします。また、学校閉庁期間中は、やむを得ない場合を除き、部活動についても原則行わないようにします。
- ・市教育委員会からの保護者宛の連絡や保護者から学校への欠席等の連絡については、メール機能を活用し学校の業務改善につなげます。

（２）徴収事務の削減に向けて

- ・各学校において私会計として行ってきた学校給食費の徴収や管理等について、令和２年度から公会計制度を導入し、教職員の負担軽減を図っています。今後は、教材費や旅行積立など、学校で徴収していたお金を、保護者と業者が直接取扱いを行うように推進していきます。

重点目標 8 指導体制・ICT環境の整備	
施策 19 ICT環境の充実	
 	
目 標	1人1台端末の環境整備を継続し、誰一人取り残されない教育の一層の推進を図ります。
現 状 と 課 題	各小中学校では、GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末を活用した学習を行っています。しかし、周辺環境整備は、機器の更新も含め、継続的な対応が求められます。また、端末の活用促進には、教職員を支えるICTに特化した支援員等専門的な知識を持った職員の配置も欠かせません。 今後は、1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進めるとともに、効果的な活用を更に進めていく必要があります。

(1) 1人1台端末等ICT環境の整備充実

- ・ICTの継続的な活用のため、環境整備を進めます。また、情報活用能力の育成など、学びの変革につなげるため、指導力の格差解消や、専門的な人員の配置を進めていきます。

【ICT学習空間整備事業】



プログラミング的思考の育成



ICT環境を効果的に活用した授業

重点目標 9 学校施設の整備と充実	
施策 20 安全・安心な学校施設の整備と充実	
関連するSDGs 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	
目 標	効率的な学校施設の整備と管理を行います。
現 状 と 課 題	本市における学校施設は、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて集中的に建設されました。これまで耐震化を最優先として取り組み、早期に小中学校すべての校舎及び屋内運動場の耐震化が完了しました。これからは、施設の老朽化対策が課題であると考えています。また、つくばエクスプレス沿線地域では、児童生徒数の急増に対応するため、令和3年度に「おおぐろの森小学校」、令和4年度に「おおぐろの森中学校」の新設に続いて、「市野谷小学校」及び「南流山第二小学校」の新設と「南流山中学校」の移転を令和6年度からの開校に向けて進めてきました。今後も人口推計を注視しながら、引き続き、安心・安全で快適な教育環境を提供するため、施設の老朽化対策を計画的かつ効果的に実施する必要があります。

(1) 老朽化した学校施設の再生

- ・日頃の定期的な点検・修繕等により安全性を確保しながら、機能性、環境性を再生させるべく老朽化した施設の改修等を計画的に実施します。効率的かつ効果的に再生していくため、劣化した施設の現状把握、整備計画の検討・策定、建て替え・改修等の実施、適切な維持管理など施設整備を行っていきます。また、水道・電気・ガス設備などの配管等の更新や消防設備の維持管理も実施します。

【小学校校舎等リニューアル事業】

【小・中学校校舎等改修事業】

【小・中学校設備改修事業】

【給食室等改修事業】

(2) 教育環境の質的向上

- ・「ICTの有効活用による新たな学びの推進」に対応できる施設の整備に努めます。
- ・プールの老朽化により、学校での水泳授業ができない場合、プールを有する民間施設へ委託し、水泳の授業の確保に努めます。

【小中学校校舎等改修事業】

(3) 将来を見据えた学校施設の整備

- ・市内の児童生徒数の推計を注視しつつ、児童生徒数が増加傾向にある地域においては、必要な教室数を確保するために計画的に校舎等の増改築を行います。

【おおぐろの森小学校校舎増築事業】

【常盤松中学校校舎増築事業】

(4) 誰もが使いやすい学校施設の整備

- ・障害の有無に関わらず、児童・生徒が支障なく安心して学校生活が送れるようバリアフリー化を推進します。

【小・中学校校舎等改修事業】

(5) 学校施設の防災機能強化

- ・学校施設は災害時には避難所となることから、これまでに防災備蓄倉庫、防災井戸、防災無線、かまどベンチ、マンホールトイレの設置に加え、教室及び屋内運動場に電源自立型エアコンの一部導入を進めてきました。
- ・今後も、防災担当部局と連携して学校施設の防災機能強化に努めます。

【小・中学校校舎等改修事業】

(6) 環境に配慮した施設の整備

- ・学校施設の省エネルギー化に向けて校舎屋上への太陽光発電設備の積極的な導入を行っており、脱炭素なまちなみとなる自然エネルギー施策に取り組んでいます。また、照明器具のLED化による省エネルギー化を図り、地球温暖化対策や電力需要対策に貢献できる施設運営を行います。
- ・地球温暖化対策や電力消費量の削減が求められている中、大規模な改修に当たっては、断熱性能に配慮します。また、LED照明や人感センサー付き照明、環境配慮型設備を積極的に導入し、省エネルギー化に取り組みます。

【小・中学校ESCO事業】

【小・中学校校舎等改修事業】

【小学校校舎等リニューアル事業】

第4章 生涯学習の推進

重点目標1 生涯学習の推進	
施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進	
関連するSDGs 3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに 	
目 標	様々な世代の方が生涯にわたって自ら学習することでウェルビーイングを実現し、人生を豊かにできるよう、魅力のある学習プログラムづくりに努め、多様なニーズに応えます。また、障害等の有無にかかわらず、誰もが安心・安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、計画的な施設の改修・修繕とバリアフリー化を進めます。 市民の自主的な学習活動をサポートできるよう、学習情報提供のネットワークの充実を図ります。
現 状 と 課 題	市民からのニーズが多様化する中、ライフステージや生活課題等に対応した各種講座を開催していますが、更に魅力のある講座等を企画し、学習機会を提供する必要があります。 施設整備では、利用者の増加に伴い、おおたかの森市民窓口センターで行っていた図書ピックアップサービスの機能を拡充し、おおたかの森ホール内に「おおたかの森図書ピックアップセンター」を開設したほか、令和4年12月には、南流山センター内の中央図書館南流山分館を「南流山地域図書館」として移設整備、令和5年4月には、南流山センター内に「南流山図書ピックアップセンター」を開設しました。また、北部公民館及び東部公民館ではエレベーターを新設するなど、施設のバリアフリー化を進めましたが、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、引き続き、計画的な施設の改修・修繕を進める必要があります。



令和4年12月にオープンした「南流山地域図書館」

(1) 多様な生涯学習機会の充実

- ・ 小学生を対象とした「親子チャレンジ教室」や、65歳以上の市民を対象とした「流山市ゆうゆう大学」など、乳幼児期から高齢期までライフステージに対応した学習機会を提供します。
- ・ 食や防災、健康、人権、国際化、環境、デジタル活用など、日常生活における多様な課題に対応した学習機会を提供します。
- ・ 「バリアフリー演劇鑑賞会」など、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる学習機会の提供に努めます。
- ・ 大学図書館の市民利用や、高校演劇部の生徒等を対象とした公民館「舞台ワークショップ」の開催など、高校や大学との連携を図ります。
- ・ 市内在住の外国人を対象に公民館で開催する「日本語講座」、乳幼児や小学生を対象に中央図書館等で絵本の読み聞かせや、わらべうたを楽しむ「おはなし会」を開催するなど、地域のNPO法人等との連携を図ります。
- ・ 生後2～11か月の乳児とその母親を対象とした「子育てママのセミナー」をはじめ、赤ちゃんが泣いても互いに気にせず楽しめる「子育てコンサート」、小・中学生の保護者を対象とした「家庭教育講座」など、子育てのための学習機会を提供します。
- ・ 令和4年3月に策定した「第2次流山市こどもの読書活動推進計画」により、図書館資料の学校への団体貸出や、市内の子育て関連施設に「乳幼児向けブックセット」を設置するなど、こどもの読書活動を推進します。
- ・ 市民の多様な読書要求や情報ニーズに応えるため、図書館として必要な資料を購入するとともに、視覚障害等の理由により活字を読むことが困難な方が図書館を利用しやすくなるよう、点字図書や大活字図書、デジタル録音図書、LLブック、オーディオブックなど、アクセシブルな資料の充実及び利用促進に努めます。

【ライフステージに対応した学習充実事業】

【生活課題に対応した学習充実事業】

【高校・大学等との連携による学習充実事業】

【民間企業等との連携による学習充実事業】

【家庭教育事業】

【こどもの読書活動推進事業】

【図書館資料購入事業】

(2) 生涯学習の環境整備

- ・ 誰もが安心・安全で快適に施設利用ができるよう、東部公民館、初石公民館及び南流山センターの受変電設備更新、中央図書館・博物館の内装等改修、生涯学習センター多目的ホールの特定天井改修及び舞台のバリアフリー化など、計画的な施設改修を進めます。
- ・ 広報ながれやま、市ホームページ、流山市LINE公式アカウント等を活用して、様々な生涯学習イベント情報を提供します。
- ・ 図書館司書によるレファレンスサービス（※1）の充実を図り、関心のあるテーマについて調べる時に役立つ資料や調べ方を紹介する「パスファインダー」を作成配布するなど、自発的な読書活動を支援します。
- ・ 視覚障害等により活字を読むことが困難な方や支援者に向け、アクセシブルな資料や、読書支援機器、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」等の活用方法について周知するなど、読書バリアフリーサービスの充実を図ります。
- ・ インターネットを利用して自宅等から蔵書検索や貸出予約、レファレンス申し込み等ができる「図書館電算システム」を活用して情報提供サービスの充実を図ります。

（※1）利用者が学習・研究・調査を目的とした必要な資料が見つからないときや、図書館の使い方がわからないとき等に、これを手助けする支援を行うこと。

【東部公民館施設整備改修事業】

【初石公民館施設整備改修事業】

【南流山センター施設整備改修事業】

【生涯学習センター整備充実事業】

【中央図書館改修事業】

【博物館改修事業】

【図書館情報提供サービス事業】



赤ちゃんが泣いても気兼ねなく楽しめる
公民館「子育てコンサート」

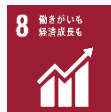


文字を拡大する等の機能がある
読書支援機器「拡大読書器」

重点目標 2 青少年の健全育成

施策 2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実

関連するSDGs



目 標

青少年が社会の一員としての自覚と、他人や社会への思いやりが持てるよう、青少年の参画・活躍する場をつくることで、青少年の健全育成活動を推進します。

青少年が非行に走らない、犯罪や事故に巻き込まれないような社会環境づくりに努めます。

青少年が一人で悩むことがないよう、相談体制の充実を図ります。

現 状

と

課 題

親子の関わり方や、地域での住民相互のコミュニケーション不足、インターネットの普及による交友関係の広域・多様化など、青少年を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、青少年の問題行動が見え難くなっています。

このような状況の中、青少年にとって、よりよい社会環境を整備するとともに、地域の大人たちが青少年への理解と健全育成・養育の認識を深め、こどもたちに対して主体的な関わりを持つ必要があります。

子育て世代が増加する本市では、次世代を担うこどもたちが夢と希望に満ち、健やかで明るく育っていけるよう、市内で活動する青少年健全育成団体や、非行防止パトロール等の活動を行う団体を引き続きサポートし、また、青少年やその保護者が一人で悩むことがないよう、青少年専門相談員による相談等の充実を図る必要があります。



2泊3日の宿泊体験「チャレンジキャンプ」

（１）健全育成体制の充実

- ・ 青少年関係団体、行政、地域等が連携して、青少年の健全育成体制の充実を図ります。
- ・ 市内で様々な青少年健全育成事業を実施している「流山市青少年育成会議」「流山市青少年相談員連絡協議会」「流山市こども会育成連絡協議会」「流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会」の活動を支援します。
- ・ 青少年の非行防止等を目的に、街頭パトロール等を実施している「流山市青少年指導センター補導員連絡協議会」や、青少年を犯罪被害から守るため、学校と警察が連携し、情報共有等を行う「流山市学校警察連絡協議会」の活動を支援します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年関連団体補助事業】

（２）健全育成事業の充実

- ・ 学校や学年が異なる小学５・６年生が遊びを通じて人との関わり方を学ぶ「めざせ！あそびの達人」、小学４年生から中学生を対象とした２泊３日の宿泊体験「チャレンジキャンプ」のほか、親子で参加できるイベントや、大人を対象とした青少年への理解を深める研修会など、様々な事業を実施している青少年健全育成団体と連携して、交流の機会を提供し、青少年の参画・活躍する場づくりを目指します。
- ・ 青少年が、日頃考えていることや抱負を自分の言葉で表現し、多くの方に訴える「青少年主張大会」を開催し、青少年への理解と関心を深めます。
- ・ 本市と姉妹都市（福島県相馬市、長野県信濃町、石川県能登町、岩手県北上市）の少年スポーツ団体が、競技を通じた交流と青少年の健全育成を目的に行うスポーツ交流事業を支援します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年主張大会運営事業】

【姉妹都市少年スポーツ交流事業】



青少年が抱負等を発表する「青少年主張大会」

（３）社会環境浄化活動の充実

- ・ 「流山市青少年社会環境浄化推進委員会」（※１）の各構成団体から推薦された地区活動実行委員が、南流山、南部、東部、八木、北部、東深井、西初石、常盤松、おおたかの森・おおぐろの森の各中学校区で集い地域の青少年の現状と養育に係る課題と方策を話し合い、青少年との関わりを推進する「地区活動」を展開し、地域・家庭の教育力の向上を目指します。
- ・ 地区活動実行委員が、青少年が立ち寄る店舗等の利用実態を調査し、青少年の現状把握及び各地区への周知を図ります。
- ・ 青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年指導センター補導員による街頭等でのパトロールを実施し、気になる青少年には地域ぐるみで声を掛ける補導活動を推進します。

（※１）流山市民生委員児童委員協議会、柏地区保護司会流山支部、松戸人権擁護委員協議会流山支部、流山市小中学校長会、流山市学校警察連絡協議会、流山市青少年相談員連絡協議会、流山市PTA連絡協議会、流山市青少年指導センター補導員連絡協議会の８団体で構成。

【青少年社会環境浄化事業】

（４）相談事業の充実

- ・ 青少年やその保護者が一人で悩むことがないように、青少年専門相談員が電話や相談室で相談に応じる「青少年相談」は、より多くの方が活用できるよう、相談時間を延長する日を設けるなど、充実を図ります。
- ・ 相談内容により、教育研究企画室やいじめ防止相談対策室などの関係機関へ相談を引き継ぎ、相談者の悩みの解消に努めます。
- ・ 相談室だより「はなみずき」に青少年の悩みに関する記事等を掲載し、青少年相談室の周知を図ります。

【青少年相談事業】



青少年指導センター補導員による街頭パトロール

重点目標3 文化芸術の醸成と歴史の継承

施策3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承

関連するSDGs



目 標

多くの市民が文化・芸術に触れ、自ら創造する機会を増やせるよう、おおたかの森ホールや文化会館ホール等を拠点として文化芸術を鑑賞できる機会及び活動団体が成果を発表できる場を提供します。

歴史的文化的遺産を次世代に伝えるため、市内の有形・無形文化財の指定を進めるとともに、文化財の保存・活用を図ります。

現 状 と 課 題

文化芸術に関する施策についての基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」に基づき、音楽等の鑑賞会や芸術作品の展示を開催するとともに、文化芸術活動団体を支援しています。

市民の文化芸術活動の促進を図るため、引き続き、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会と、市民が活動成果を発表できる場の充実が必要です。

「文化財保護法」の改正に伴い、文化財は保存とともに積極的な活用が求められています。また、令和5年に「博物館法」が改正され、資料のデジタルアーカイブ化の促進が努力義務として位置付けられました。これらの法改正に合わせて、文化財の保護と活用を図るため策定した「流山市文化財保存活用地域計画」が令和6年7月、文化庁の認定を受けました。今後は同計画に基づき、文化財の保存・活用の取り組みを進め、歴史的文化的遺産を次世代に伝えていく必要があります。



文化芸術の祭典「流山市文化祭」

(1) 市民主体の文化芸術活動の促進

- ・ 市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、市ホームページの掲載等により、市内で活動する文化芸術団体の情報を提供します。
- ・ 市内で音楽活動を行う団体を公募し、参加団体が自ら企画・運営を行う市民の手作りによる「流山市民音楽祭」を開催します。
- ・ 市内在住の美術家など、多くの会員を有する「流山市美術家協会」が企画・運営を行い、毎年、会員及び公募市民から、絵画・彫刻・陶芸等の多数の作品が出展される「流山市展」の開催を支援します。
- ・ 文化芸術活動団体（21部門）が加盟する「流山市文化協会」及び「流山市美術家協会」で構成する実行委員会が企画・運営を行い、毎年、多数の市民が参加・来場する「流山市文化祭」の開催を支援します。

【市民音楽祭開催事業】

【美術活動支援事業】

【文化祭開催事業】

(2) 優れた文化芸術に親しめる機会の充実

- ・ 平成31年4月の開館以来、クラシック音楽のコンサート等が多数開催されているおおたかの森ホール等を拠点として、指定管理者や市民団体等による質の高い舞台芸術を鑑賞できる機会を提供します。
- ・ 文化会館ホール等を会場に、バイオリンやピアノ、フルート等の生演奏を気軽に楽しめる「サロンコンサート」を毎月開催します。
- ・ 市役所1階「市民ギャラリー」では、絵画や書道、俳句、写真、手工芸等の作品を毎月展示し、来庁者が身近に文化芸術を感じられる機会を提供します。

【おおたかの森ホール指定管理者事業】

【サロンコンサート開催事業】

【市民ギャラリー展示事業】

（３）歴史的文化的遺産の保存・活用

- ・ 郷土の歴史や文化財への関心を高めるため、企画展の開催、文化財・遺跡見学会、小・中学校への出前講座を実施します。また、インターネットを利用して自宅等から博物館所蔵の資料が見られるよう、資料のデジタル化と公開を進めます。
- ・ 令和６年７月に、文化庁の認定を受けた「流山市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の指定を進めるとともに保存・活用を図ります。国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」は、令和７年度中の公開に向けて整備します。
- ・ 未指定の文化財については、文化財認定制度（※１）を整備・導入してその保存・活用を図ります。
- ・ 市内の文化財に設置している説明板の修復・整備を進めます。
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料の整理・公開を進めます。
- ・ 市内に残る歴史資料や古文書の調査・研究及び市史の刊行を進めます。

（※１）指定を受けていない文化財を、本市の大切な歴史遺産として、広く周知するための認定制度です。

【博物館活動事業】

【文化財保護推進事業】

【指定等文化財保存活用整備事業】

【埋蔵文化財調査事業】

【市史編さん活動事業】



国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」

重点目標4 スポーツの振興

施策4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進

関連するSDGs



目 標	市民総合体育館を拠点として、こどもから高齢者、障害者など、市民の誰もがスポーツに親しめるよう、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ（スポーツボランティアの育成等）」など、スポーツの基盤を整備します。 生涯スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、年齢や性別、障害の有無、スポーツの得意・不得意等にかかわらず楽しめるユニバーサルスポーツの普及に努め、生涯スポーツ・体力増進に取り組む市民を増やします。 老朽化した施設の改修整備や備品の更新、学校施設の有効利用等により、スポーツ活動の拠点を提供します。
現 状 と 課 題	「東京2020オリンピック・パラリンピック」では、オランダ代表チーム（女子卓球、女子ハンドボール、パラ卓球）の事前キャンプ地を誘致し、市民との交流を図りました。より身近に、スポーツの素晴らしさを感じられるよう、トップアスリートとの交流やスポーツボランティアの養成を推進する必要があります。 市主催のスポーツフェスティバルでは、ラダーゲッターやボッチャ等の体験会を実施し、ユニバーサルスポーツの普及に努める必要があります。 施設整備では、北部柔道場の建て替え、市総合運動公園野球場観覧席の改修、庭球場の拡張整備等を行いましたが、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、引き続き、計画的な施設の改修・修繕を進める必要があります。



ユニバーサルスポーツ「ラダーゲッターの体験会」

(1) スポーツ活動の促進

- ・ 「ながれやまスポーツフェスタ」をはじめ、各種スポーツイベントを開催し、気軽にスポーツに親しめるきっかけが欲しい方、スポーツを生活の一部に取り入れたい方に機会を提供します。
- ・ 「ジョギング講習会」や「ウォータービクス講習会」等を開催し、市民の体力向上促進を図ります。
- ・ 市主催のイベント等において、ラダーゲッターやボッチャ等が体験できる機会を提供し、ユニバーサルスポーツの普及を図ります。
- ・ 各種スポーツ団体と生涯スポーツ指導者を対象とした研修会を開催し、育成を図ります。
- ・ 本市と縁のあるプロスポーツ団体と連携し、市民との交流を図ります。
- ・ スポーツボランティアの育成、指定管理者によるトップアスリートとの交流を図ります。

【みんなのスポーツ活動推進事業】

【健康・体力づくり活動事業】

【スポーツ講習会・大会開催事業】

【生涯スポーツ指導者の育成と活用事業】

【流山市民総合体育館ほか7体育施設指定管理者事業】

(2) スポーツ環境の整備

- ・ 安心・安全で快適に施設利用ができるよう、老朽化したスポーツ備品の更新及び計画的な施設改修を進めます。
- ・ 流山スポーツフィールドA面は、サッカーが快適に利用できるように人工芝化を進めます。
- ・ 学校体育施設の利用を促進します。

【体育施設備品等整備事業】

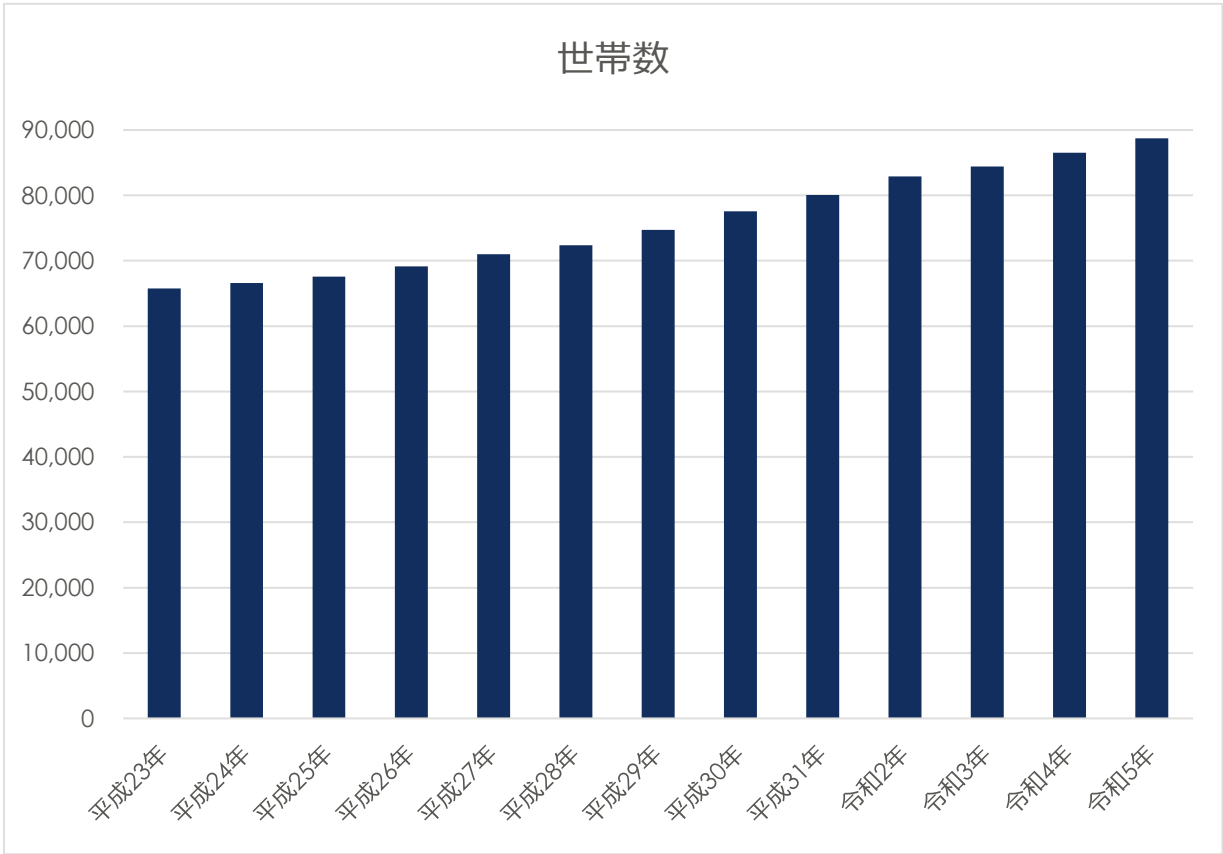
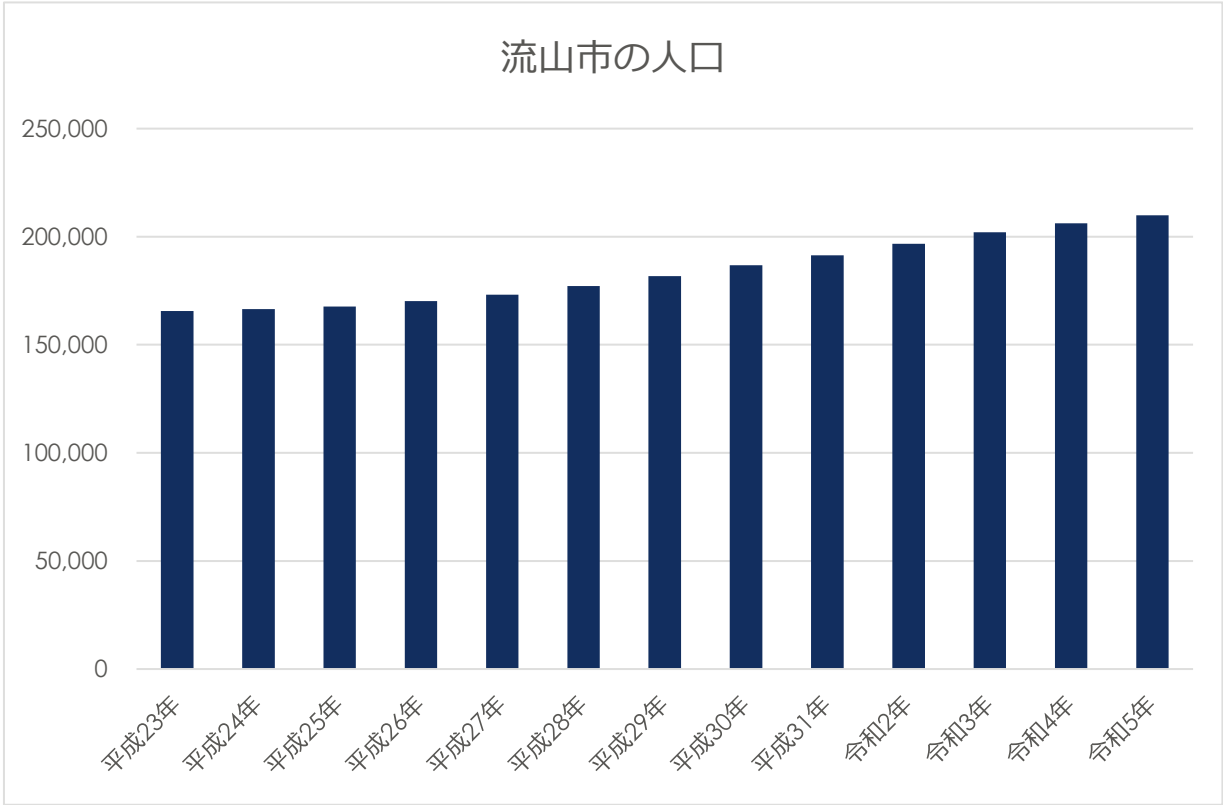
【体育施設改修・整備事業】

【学校体育施設利用促進事業】

資 料

1 人口の推移

(各年4月1日現在)



2 児童生徒数の推移

(令和6年5月1日現在)

学校名	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
流山小学校	934	962	986	1,021	1,086	1,078	1,082	1,087
八木南小学校	197	235	246	255	280	309	358	279
八木北小学校	675	701	704	724	826	963	1,078	1,141
新川小学校	430	418	405	373	358	345	341	343
東 小学校	673	669	649	633	650	640	623	602
江戸川台小学校	598	608	602	627	616	630	625	606
東深井小学校	668	648	642	599	583	567	544	536
鰯ヶ崎小学校	579	599	611	636	647	672	686	687
向小金小学校	521	526	553	527	495	495	497	491
西初石小学校	723	753	773	778	731	695	679	653
小山小学校	961	1146	1,307	1,474	1,597	1,676	1,713	1,691
長崎小学校	592	595	578	573	566	538	537	532
流山北小学校	662	652	634	632	625	601	589	565
西深井小学校	192	197	197	185	198	223	224	230
南流山小学校	846	895	977	1,103	1,237	1,380	1,504	963
おおたかの森小学校	1,064	1,259	1,453	1,635	1,512	1,621	1,717	1,515
おおぐろの森小学校					349	546	715	871
市野谷小学校								423
南流山第二小学校								693
小学校計	10,315	10,863	11,317	11,775	12,356	12,979	13,512	13,908
南部中学校	733	740	726	742	741	761	787	800
常盤松中学校	350	357	388	402	433	412	424	449
北部中学校	494	495	512	532	523	520	492	472
東部中学校	597	588	564	564	560	554	553	554
東深井中学校	507	489	432	419	405	393	364	365
八木中学校	314	332	366	381	396	387	372	370
南流山中中学校	554	600	611	619	608	610	693	757
西初石中学校	313	294	306	303	332	352	376	359
おおたかの森中学校	370	449	530	643	752	590	520	561
おおぐろの森中学校						335	540	598
中学校計	4,232	4,344	4,435	4,605	4,750	4,914	5,121	5,285
合 計	14,547	15,207	15,752	16,380	17,106	17,893	18,633	19,193

3 学校数・学級数・在籍数 小学校

(令和6年5月1日現在)

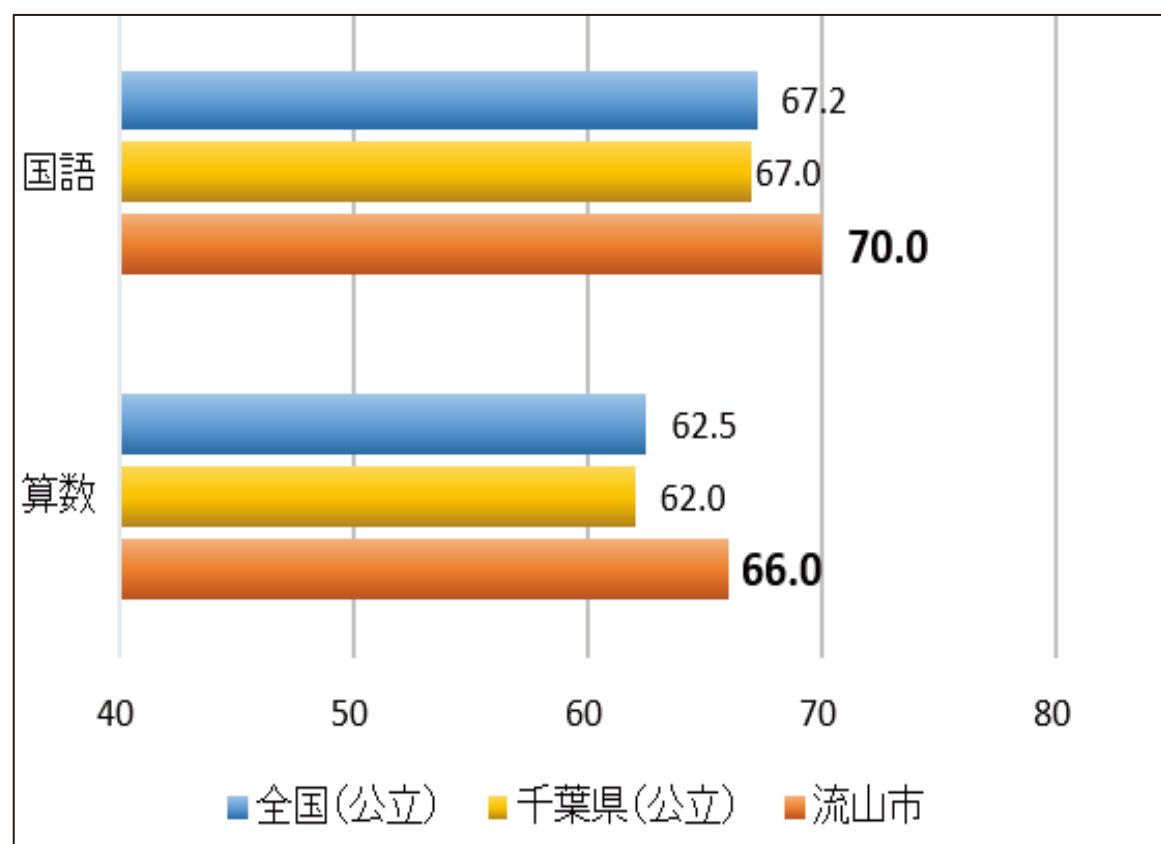
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
流山	5	172	5	179	5	150	6	200	5	176	5	167	31	1,044
〃 特		7		5		12		3		11		5	6	43
八木南	2	47	2	51	1	38	2	38	2	43	2	44	11	261
〃 特		2		2		3		6		3		2	3	18
八木北	6	201	6	220	6	213	5	184	4	135	4	140	31	1,093
〃 特		4		12		11		7		5		9	7	48
新川	2	55	2	48	2	56	2	57	2	49	2	61	12	326
〃 特		2		3		3				3		6	3	17
東	3	82	4	110	3	90	4	107	3	90	3	98	20	577
〃 特		3		2		6		6		7		1	4	25
江戸川台	3	83	3	87	4	112	3	82	4	130	3	85	20	579
〃 特		5		3		3		6		4		6	4	27
東深井	3	93	2	69	2	76	3	98	2	69	3	102	15	507
〃 特		5		6		4		8		2		4	5	29
鰯ヶ崎	4	119	4	108	4	127	4	110	3	102	3	91	22	657
〃 特		3		6		6		5		5		5	5	30
向小金	3	78	3	82	3	81	3	76	2	53	3	97	17	467
〃 特		2		2		2		3		7		8	4	24
西初石	3	86	3	105	3	100	3	103	3	104	4	124	19	622
〃 特		7		6		3		3		8		4	4	31
小山	8	247	8	261	9	297	8	274	8	295	7	261	48	1,635
〃 特		4		14		11		10		9		8	8	56
長崎	3	95	3	75	3	81	3	95	3	87	3	77	18	510
〃 特				3		5		5		5		4	3	22
流山北	3	82	3	97	3	83	3	97	3	88	3	99	18	546
〃 特		2		3		1		5		4		4	4	19
西深井	1	30	1	26	2	45	1	34	1	32	1	37	7	204
〃 特		3		5		5		6		4		1	4	26
南流山	6	185	5	179	5	164	4	146	3	109	5	161	28	944
〃 特		4		2		1		5		2		5	3	19
おおたかの森	8	248	7	235	8	273	7	247	6	211	7	263	43	1,477
〃 特		7		6		7		6		7		5	5	38
おおぐろの森	6	195	6	190	5	171	4	135	3	77	2	60	26	828
〃 特		8		14		8		7		3		3	7	43
市野谷	4	127	3	99	3	82	2	68	1	34	1	5	14	415
〃 特		3		2		1		1				1	2	8
南流山第二	4	132	4	131	4	127	4	115	4	121	2	41	22	667
〃 特		6		6		6		4		3		1	5	26
計	77	2,357	74	2,352	75	2,366	71	2,266	62	2,005	63	2,013	422	13,359
〃 特		77		102		98		96		92		84	86	549
												合計	508	13,908

中学校

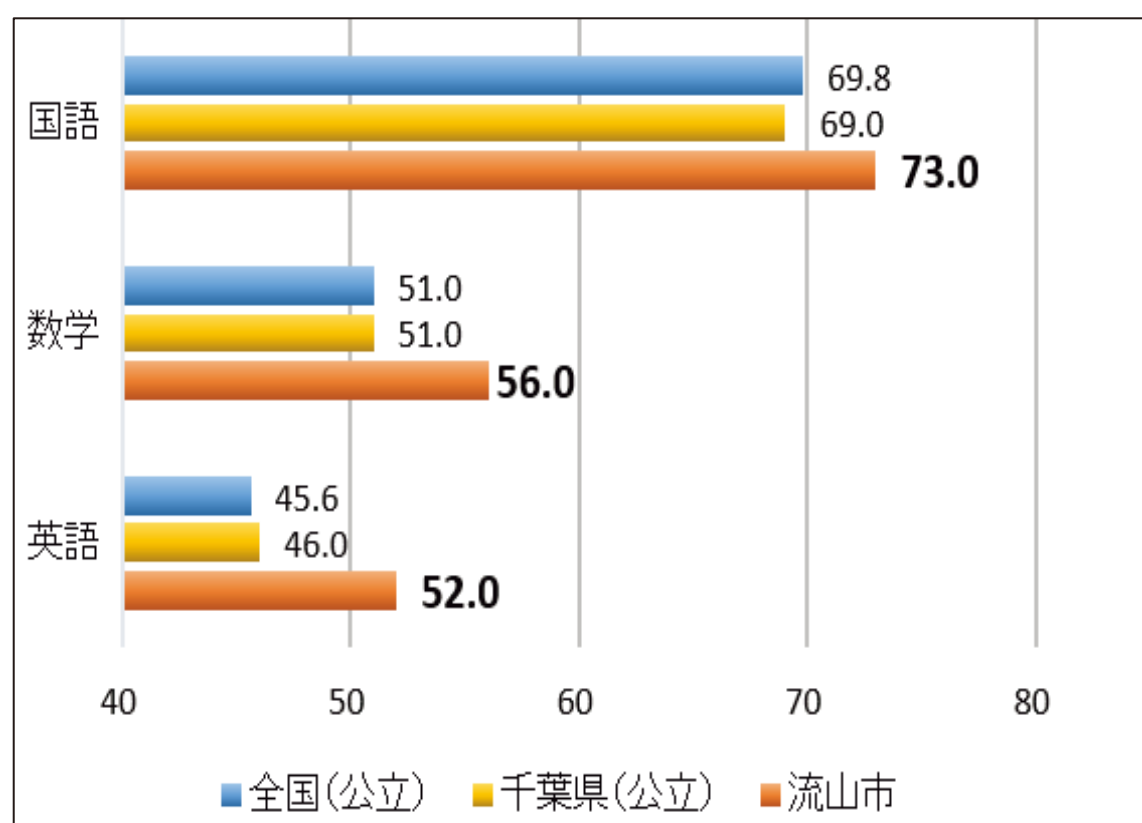
	1 年		2 年		3 年		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
南部	7	245	7	264	7	254	21	763
〃 特		11		12		14	6	37
常盤松	5	166	4	146	4	115	13	427
〃 特		5		10		7	4	22
北部	5	141	5	156	5	158	15	455
〃 特		7		4		6	3	17
東部	6	179	6	191	5	169	17	539
〃 特		6		3		6	3	15
東深井	4	119	3	112	4	117	11	348
〃 特		6		5		6	3	17
八木	4	125	4	115	4	124	12	364
〃 特		4				2	2	6
南流山	8	257	7	262	6	201	21	720
〃 特		12		16		9	6	37
西初石	4	110	4	117	4	127	12	354
〃 特		1		1		3	1	5
おおたかの森	6	190	5	168	5	190	16	548
〃 特		3		5		5	3	13
おおぐろの森	6	199	6	191	6	190	18	580
〃 特		4		6		8	3	18
計	55	1,731	51	1,722	50	1,645	156	5,098
〃 特		59		62		66	34	187
					合計	190	5,285	

4 全国学力・学習状況調査

令和5年度全国学力・学習状況調査分析（小学校）



令和5年度全国学力・学習状況調査分析（中学校）



令和5年度全国学力・学習状況調査の結果より

(1) 流山市の結果と全国平均の比較

ア 小学校 学力面について

- ・国語・算数の平均正答率が全国、県平均を上回っている。
- ・国語「話すこと・聞くこと」、算数「数と計算」の正答率が特に高い。

イ 中学校 学力面について

- ・国語・数学・英語の平均正答率が全国、県平均を上回っている。
- ・国語「読むこと」、数学「関数」、英語「書くこと」の正答率が特に高い。
- ・英語「話すこと」は一人一台端末を用いたオンライン方式により実施された。

市教育委員会では「学力・気力・体力」の流山の教育を推進するため、学習のねらいを明確にし、「できた！わかった！」と実感できる授業づくりや、「なるほど」と学びを深める学習形態の工夫に重点的に取り組んでいます。この取り組みは、国語、算数・数学だけでなく、すべての学習で力を入れて取り組んでいます。このため、児童・生徒への質問調査において、思考力・表現力を問う質問に肯定的な回答をする児童生徒の割合が、全国・千葉県平均と比較して高くなっています。さらに、『『思考し、表現する力を高める』実践モデルプログラム』や「ICT機器」を活用することで、こどもたちは画面上で試行錯誤しながら自分の考えをまとめ、友だちと多様な考えを共有しながら多様な学びにつながっていると考えられます。

(2) 学習・生活習慣に関する質問の結果

- ・「普段、1日に2時間以上勉強している」(小30.8%、中42.3%)
- ・「普段30分以上読書している」(小37.2%、中31.0%)
- ・「週1回程度、新聞を読んでいる」(小16.2%、中9.1%)

などの回答をした児童生徒の割合が全国・千葉県平均と比較し高い傾向にあります。進んで学び、読書や新聞を読むという家庭での習慣が、「学びに向かう力」につながっていると思われます。「学力・気力・体力」の流山の教育をこれからも進めていきます。

5 体力・運動能力、運動習慣等調査(令和5年度)

(1) 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析結果と本市の状況

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が報告されました。本調査は、全国の小学5年生と中学2年生の児童生徒を対象に毎年行われています。グラフは、本市の体力・運動能力テストの結果を全国、千葉県と比較したものです。

詳細としては、令和5年度の流山市の合計点の平均は、小学校は男子、女子共に49.0、中学校は男子が49.6、女子が49.9、という結果でした。種目別の結果は以下の表のとおりです。

	全国平均を上回っている種目	全国平均を下回っている種目
小学校男子	50m走	握力、上体起こし、 長座体前屈、反復横とび 20mシャトルラン、 立ち幅とび、ソフトボール投げ
小学校女子	上体起こし、50m走	握力、長座体前屈、 反復横とび、20mシャトルラン、 立ち幅とび、ソフトボール投げ
中学校男子	長座体前屈、持久走、 50m走	握力、上体起こし、 反復横とび、20mシャトルラン 立ち幅とび、ハンドボール投げ
中学校女子	長座体前屈、持久走、 20mシャトルラン、 立ち幅とび、50m走	握力、上体起こし、 反復横とび、ハンドボール投げ

小中学校男女ともに、短距離種目が全国平均を上回る結果となりました。以下のような、様々な場面での補強運動等の積み重ねが成果となって表れていると考えます。

○体育の授業での短距離走 ○休み時間における縄跳びや鬼ごっこなど

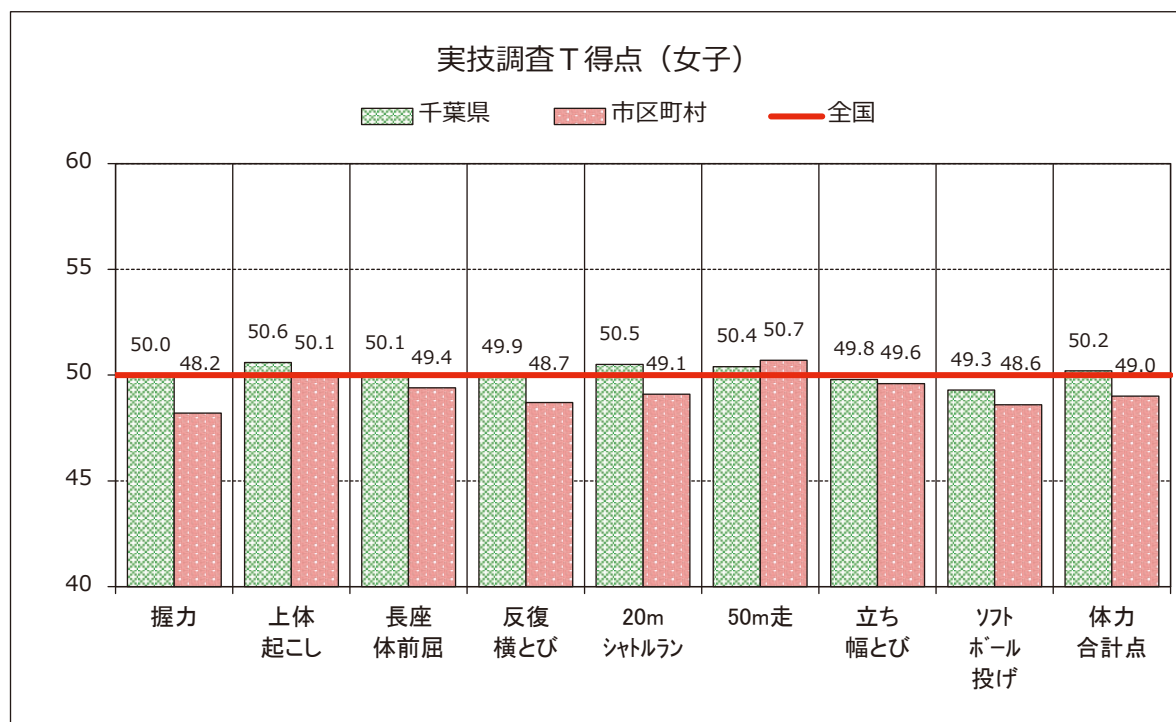
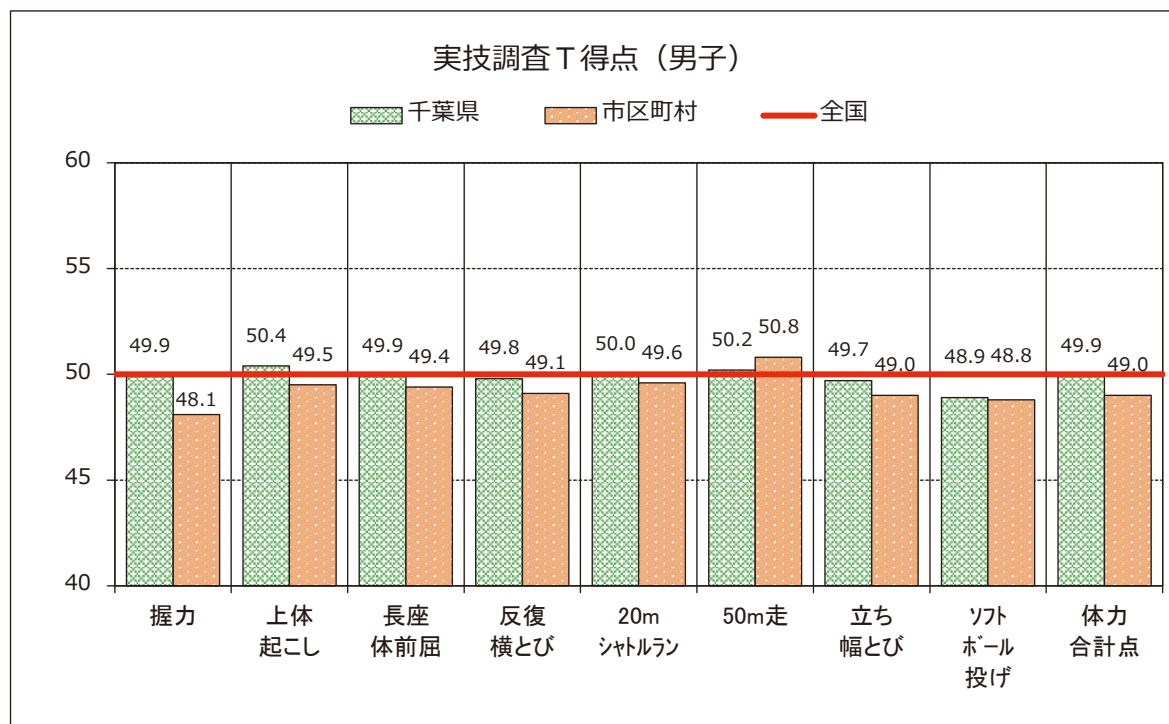
さらに、中学校では、持久力においても高い結果を示しています。体育の授業における長距離走や補強運動など、体力向上の取り組みの成果が表れています。一方で、全国的にも低い数値となっているボール投げと握力が流山市においても低下の傾向が続いています。

これらの結果から、今後、以下のような発達段階に応じた筋力や投力の向上を目指した遊びや補強運動等を日常的に取り入れながら、体育の授業の工夫を図ることが大切であると考えています。

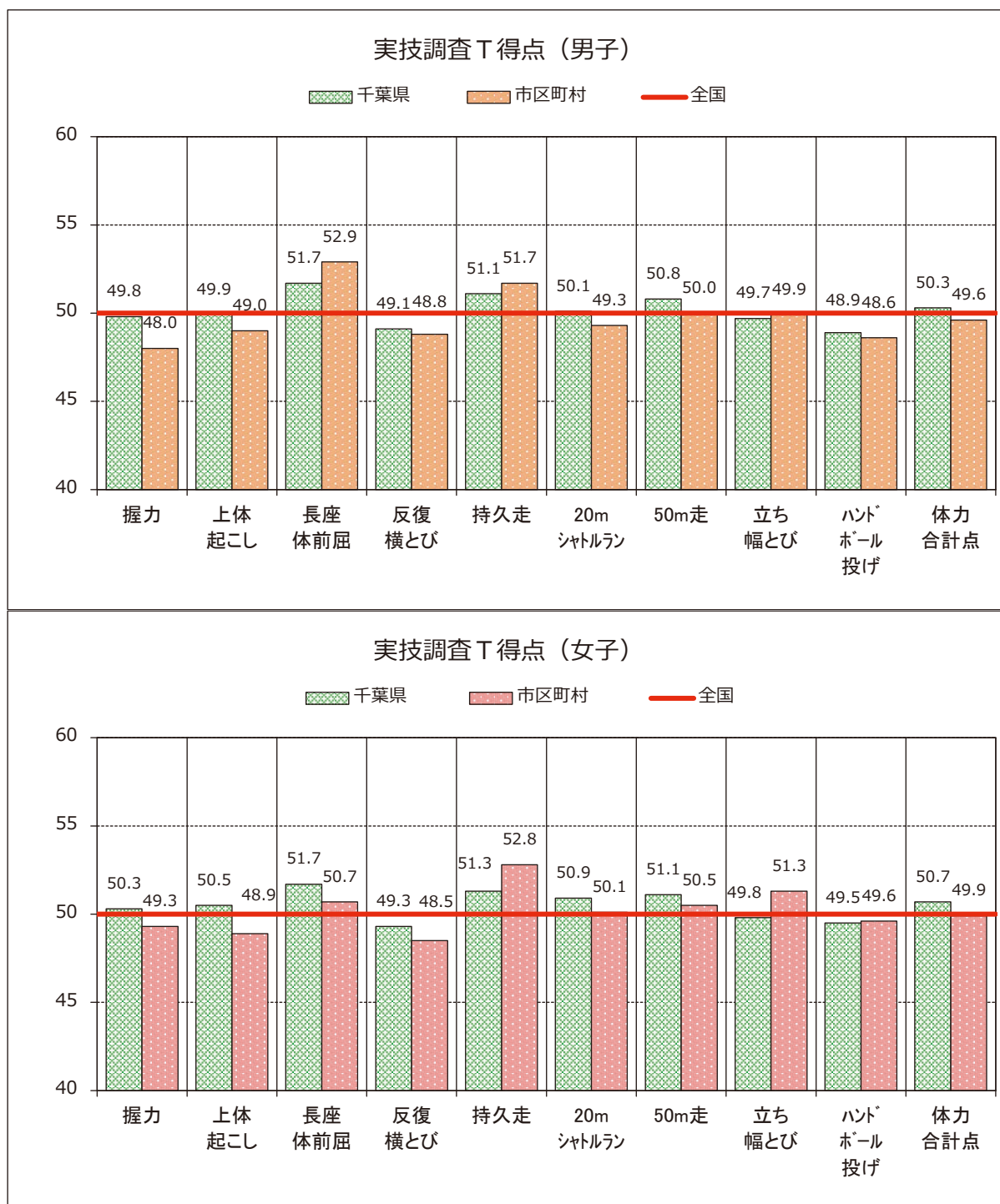
○鉄棒や遊具に触れる機会 ○投げ方に特化したボール運動など

流山市は学力・気力・体力のバランスのとれた教育を目指しています。体力面では、学校体育の充実・高度化を通して「運動の楽しさや喜び」を味わわせ、自ら体を動かす習慣を身に付け、生涯スポーツにつなげていくことを大切にしていきたいと考えています。また、家庭での運動に加えて、県が推奨する「遊・友スポーツランキングちば」等の活用により、業間休みや昼休み等、日常的にこどもたちが運動に親しむ習慣を付けていくことを通して、運動を通じた豊かな心身の育成を図っていきます。

【小学校結果】



【中学校結果】



6 施設等の利用状況

1 生涯学習施設利用状況

(1) 生涯学習センター関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生涯学習センター	利用件数(件)	18,091	13,250	16,552	15,782	15,678
	利用人数(人)	202,683	95,365	129,705	186,108	234,682

(2) 市民会館・ホール関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民会館 ※1 (文化会館ホール)	利用件数(件)	574	189	444	532	76
	利用人数(人)	77,110	13,816	43,295	62,029	9,820
おおたかの森 ホール	利用件数(件)	2,538	2,489	5,000	5,900	6,216
	利用人数(人)	68,592	36,330	68,903	93,701	113,769

※1 … 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで、市民会館は改修工事により閉館。

(3) 公民館関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央公民館	利用件数(件)	5,185	3,569	3,901	5,928	4,147
	利用人数(人)	78,088	36,053	43,824	96,589	46,349
北部公民館	利用件数(件)	5,039	2,697	3,802	4,532	4,954
	利用人数(人)	74,416	29,602	44,043	53,494	61,999
東部公民館	利用件数(件)	3,697	2,196	3,708	4,192	3,967
	利用人数(人)	51,681	25,482	55,493	54,611	55,454
初石公民館	利用件数(件)	5,086	2,684	3,745	4,066	4,424
	利用人数(人)	90,440	27,802	44,639	48,509	57,748
南流山センター	利用件数(件)	5,288	3,071	3,945	4,106	5,154
	利用人数(人)	101,512	38,667	58,941	57,117	76,105
おおたかの森 センター	利用件数(件)	3,316	2,492	3,708	3,879	3,755
	利用人数(人)	53,146	29,520	46,996	49,512	50,336

(4) 図書館関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
森の図書館	利用件数(件)	1,817	1,171	1,785	1,879	1,689
	利用人数(人)	27,616	14,071	20,564	21,136	19,803

(5) 博物館関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
博物館	利用人数(人)	21,024	16,624	21,381	22,767	18,436
一茶双樹記念館	利用件数(件)	108	69	79	259	278
	利用人数(人)	11,213	6,508	11,201	13,229	14,374
杜のアトリエ黎明	利用件数(件)	80	37	28	202	218
	利用人数(人)	10,047	6,566	6,833	7,994	7,156

(6) スポーツ関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民総合体育館	利用人数(人)	561,320	183,549	173,382	224,702	345,124
総合運動公園 野球場	利用件数(件)	1,082	907	1,001	235	1,249
	利用人数(人)	32,014	21,295	32,862	9,668	55,026
総合運動公園 庭球場	利用件数(件)	32,674	30,806	36,870	35,916	20,223
	利用人数(人)	176,023	140,143	165,683	172,377	102,913
市民プール(流山・ 北部・東部) ※1 ※2	利用人数(人)	15,247	—	9,077	10,710	11,433
柔道場 (北部・南部)	利用件数(件)	2,201	466	1,259	2,833	2,737
	利用人数(人)	33,759	15,241	47,545	42,919	43,538
スポーツフィールド (流山・おおたかの 森・東部)	利用件数(件)	1,088	1,202	1,318	1,166	1,098
	利用人数(人)	59,986	50,360	88,997	68,546	65,331
江戸川河川敷緑地 野球場	利用件数(件)	4,950	1,240	1,476	4,788	4,125
	利用人数(人)	221,761	185,536	115,344	177,947	134,382
コミュニティプラザ 体育室	利用人数(人)	46,092	31,028	37,295	39,254	39,639
コミュニティプラザ 屋内・屋外庭球場	利用人数(人)	24,640	20,513	24,419	24,626	26,729
コミュニティプラザ プール ※1	利用人数(人)	11,471	—	8,180	8,780	14,218

※1 … 市民プール及びコミュニティプラザプールは、コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の開放を中止。

※2 … 東部市民プールは、老朽化により令和3年度の開放を中止し、令和4年度に廃止。

2 図書館貸出状況

(1) 利用者数・貸出点数

施設名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央図書館	利用者数(人)	57,252	43,946	53,126	52,064	48,309
	貸出点数(点)	204,570	160,724	195,905	185,285	168,554
森の図書館	利用者数(人)	69,718	58,570	70,216	66,799	63,626
	貸出点数(点)	276,183	224,670	270,697	256,030	239,384
木の図書館	利用者数(人)	38,797	33,396	41,374	40,391	38,669
	貸出点数(点)	136,142	115,570	145,137	140,215	134,668
南流山地域図書館 ※1	利用者数(人)				33,173	82,371
	貸出点数(点)				106,260	277,318
北部分館	利用者数(人)	15,961	12,831	15,605	15,537	14,291
	貸出点数(点)	42,974	35,062	43,026	42,495	40,089
初石分館	利用者数(人)	37,002	34,398	40,321	37,618	35,393
	貸出点数(点)	118,202	112,771	133,928	124,087	117,086
南流山分館 ※2	利用者数(人)	63,668	52,046	61,479	30,832	
	貸出点数(点)	199,266	164,861	200,465	100,395	
おおたかの森こども 図書館	利用者数(人)	18,791	18,916	22,554	20,674	19,528
	貸出点数(点)	98,460	99,905	124,258	110,341	99,842
電子書籍	利用者数(人)	120	806	1,364	2,101	4,958
	貸出点数(点)	167	1,212	1,966	2,785	5,526
おおたかの森図書 ピックアップセン ター ※3	利用者数(人)	12,299	12,542	24,740	32,680	36,825
	貸出点数(点)	27,155	30,424	58,996	74,449	82,208
南流山図書ピック アップセンター ※4	利用者数(人)				2,773	11,561
	貸出点数(点)				6,040	23,004
合 計	利用者数(人)	313,608	267,451	330,779	334,642	355,531
	貸出点数(点)	1,103,119	945,199	1,174,378	1,148,382	1,187,679

※1 … 令和4年12月1日、南流山地域図書館を開館。

※2 … 令和4年9月30日、南流山分館を閉館。

※3 … 令和3年7月29日まで、おおたかの森市民窓口センターで図書ピックアップサービスを実施。
同年8月1日、おおたかの森図書ピックアップセンターを開設。

※4 … 令和4年10月1日から11月29日まで、南流山図書ピックアップセンターを臨時開設。
令和5年4月1日、南流山図書ピックアップセンターを開設。

(2) リクエスト数

(単位：件)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央図書館	16,676	14,568	17,415	19,264	15,522
森の図書館	10,960	9,319	10,059	8,761	8,390
木の図書館	10,413	9,421	10,157	9,714	8,960
南流山地域図書館				4,379	10,738
北部分館	3,311	2,893	2,936	3,104	2,870
初石分館	5,999	5,107	4,825	4,542	4,169
南流山分館	10,618	8,833	9,434	4,398	
おおたかの森こども図書館	2,713	1,293	1,366	1,155	888
Web予約 ※1	213,570	243,036	294,984	298,791	304,832
おおたかの森図書 ピックアップセンター	120	122	1,045	1,574	1,691
南流山図書 ピックアップセンター				20	2,449
合 計	274,380	294,592	352,221	355,702	360,509

※1 … 電子書籍の予約を含む。

3 指定文化財

(1) 市指定

(令和6年4月1日現在)

区分	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物
件数(件)	33	1	7	3

(2) 県指定・国登録

(令和6年4月1日現在)

区分	県指定		国登録
	有形文化財	民俗文化財	建造物
件数(件)	1	1	6

7 生涯学習施設一覧

名 称	所 在 地 番	電 話
文 化 会 館 (中央公民館・市民会館)	流山市加1-16-2	(7158) 3462
北 部 公 民 館	流山市美原1-158-2	(7153) 0567
東 部 公 民 館	流山市名都借756-4	(7144) 2988
初 石 公 民 館	流山市西初石4-381-2	(7154) 9101
南 流 山 セ ン タ ー	流山市南流山3-3-1	(7159) 4511
おおたかの森センター	流山市おおたかの森西2-13-1	(7159) 7031
中 央 図 書 館	流山市加1-1225-6	(7159) 4646
森 の 図 書 館	流山市東深井991	(7152) 3200
木 の 図 書 館	流山市名都借313-1	(7145) 8000
南 流 山 地 域 図 書 館	流山市南流山10-2-1	(7159) 4000
北 部 分 館	流山市美原1-158-2	(7154) 8000
初 石 分 館	流山市西初石4-381-2	(7154) 9100
おおたかの森こども図書館	流山市おおたかの森西2-13-1	(7159) 7041
おおたかの森図書ピックアップセンター	流山市おおたかの森北1-2-1	—
南流山図書ピックアップセンター	流山市南流山3-3-1	(7159) 7373
博 物 館	流山市加1-1225-6	(7159) 3434
一 茶 双 樹 記 念 館	流山市流山6-670-1	(7150) 5750
杜 の ア ト リ エ 黎 明	流山市流山6-562-2	
おおたかの森ホール	流山市おおたかの森北1-2-1	(7186) 7638
生涯学習センター(流山エルズ)	流山市中110	(7150) 7474
市 民 総 合 体 育 館	流山市野々下1-40-1	(7159) 1212
総 合 運 動 公 園 野 球 場	流山市野々下1-29-4	(7159) 1212
総 合 運 動 公 園 庭 球 場		
流 山 市 民 プ ー ル	流山市加1-16-4	(7158) 5276 ※
北 部 市 民 プ ー ル	流山市東深井837	(7155) 3864 ※
北 部 柔 道 場	流山市青田109-3	—
南 部 柔 道 場	流山市流山965-14	—
流 山 ス ポ ー ツ フ ィ ー ル ド	流山市下花輪337-1	(7157) 2225
おおたかの森スポーツフィールド	流山市大畔113-3 他	(7157) 2225
東 部 ス ポ ー ツ フ ィ ー ル ド	流山市名都借121-1	(7157) 2225
江 戸 川 河 川 敷 緑 地 野 球 場	流山市木地先	—
コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ザ	流山市大畔25-17	(7155) 5701
青 少 年 指 導 セ ン タ ー	流山市中110(流山エルズ内)	(7159) 5400
げんき村キャンプ場	流山市前ヶ崎582	—

※印は夏期のみ

流山市教育振興基本計画
(令和7年度～令和11年度)

発 行 日 令和7年4月1日

編集・発行 流山市教育委員会

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1